

は し が き

この年報は、平成23年1月から12月までの1年間、県下の労使関係の安定と正常化を図るために努力してまいりました。当委員会の活動状況を収録したものであります。

この年報が、日頃、労使問題に関心を寄せておられる各位の参考に資することとなれば、幸甚に存じます。

平成24年3月

鳥取県労働委員会

会長 太 田 正 志

目 次

第1章 組織・運営	1
1 組織と予算	1
2 運営の概要	4
3 労働委員会業務記録	6
4 総会・会議	9
第2章 不当労働行為の審査	22
1 概況	22
2 取扱事件概要	22
第3章 労働組合の資格審査	25
1 概況	25
2 労働組合資格審査一覧	25
第4章 労働争議の調整	27
1 概況	27
2 事件一覧	27
3 取扱事件概要	27
第5章 労働争議の実情調査と争議行為予告通知	29
1 概況	29
2 労働争議実情調査一覧	29
3 争議行為予告通知一覧	30
第6章 個別労働関係紛争への対応	32
1 労働相談	32
2 労働委員会のPR	34
3 個別労働関係紛争あつせん事件	37
第7章 講演概要	41
1 第78回九州労働委員会連絡協議会研修会会長講演	41
2 第66回全国労働委員会連絡協議会総会第1議題発表要旨	65
資 料	
1 第43期鳥取県労働委員会委員名簿	73
2 鳥取県労働委員会あつせん員候補者名簿	74
3 事務局職員名簿	76
4 年別事件件数調	77
5 年別事件処理件数調	78
6 年別地区別事件件数調	82
7 条例、要綱、申合せ事項等	83
8 「労使ネットとっとり」ロゴマーク	107
9 労働委員会活性化のための検討委員会報告	109
10 中央労働委員会及び都道府県労働委員会所在地一覧	119

第 1 章 組 織 - 運 営

1 組 織 と 予 算

鳥取県労働委員会は、労働組合法第 19 条の 1 2 及び地方自治法第 180 条の 5 第 2 項の規定に基づいて設置されている行政委員会であり、県下における不当労働行為の判定、労働争議の調整等を行っている。

判定業務は労働組合の資格審査、不当労働行為の審査、地方公営企業等における非組合員の範囲についての認定・告示等があり、申請又は申立てにより手続きが開始されることとなるが、この判定業務は公益委員のみの権限とされている。

労働争議の調整は、あっせん、調停及び仲裁の区分があり、使用者及び労働組合等の双方若しくは一方からの申請又は委員会の職権により、調整を開始することとされている。

また、平成 14 年 4 月から、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に規定するあっせんについて、知事の委任を受けてその事務を行っており、平成 17 年 4 月 1 日からは、同条例に定める知事の労働相談等に関する事務を労働委員会事務局職員が補助執行している。

さらに、公益事業における争議行為の予告通知の受理、労働協約の拡張適用の決議等も行っている。

(1) 委員会

労働組合法上の労働委員会は、公益、労働者及び使用者の各側を代表する委員それぞれ各同数をもって組織する、いわゆる三者構成とされており、当労働委員会の場合、各側 5 名、計 15 名で構成されている。

労働者委員は労働組合の推薦、使用者委員は使用者団体の推薦に基づき、又、公益委員は労使委員の同意を得て知事が任命し、その任期は 2 年である。

当委員会の現任の委員は、平成 23 年 5 月 11 日に任命された第 43 期の委員であり、名簿は資料 1 のとおりである。

(2) あっせん員候補者

あっせん員候補者は、労働関係調整法第 10 条及び第 11 条の規定に基づき、労働委員会が労働争議のあっせんに当たらせるために、学識経験を有する者を委嘱することとされている。

当委員会におけるあっせん員候補者は、内規により委員の任期と同じ任期と定め、資料 2 に掲げるとおり委員及び外部の学識経験者等により構成し、労働委員会規則第 68 条第 1 項の規定に基づき平成 23 年 7 月 12 日付けで鳥取県公報に公示している。

労働関係調整法の規定に基づくあっせんは、原則として、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

(3) 個別労働関係紛争あっせん員候補者

個別労働関係紛争あっせん員候補者は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第5条の規定に基づき、労働関係調整法第10条に規定する名簿に記載されている者を委嘱することとされている。したがって、個別労働関係紛争あっせん員候補者は、(2)で示したあっせん員候補者名簿のとおりである。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の規定に基づくあっせんは、このあっせん員候補者名簿に記載されている者の中から、会長が指名するあっせん員が行うこととなる。

(4) 事務局

労働委員会には、労働組合法第19条の12第6項の規定により準用される同法第19条の11第1項の規定に基づき、その事務を整理するため事務局が置かれ、会長の同意を得て、知事が任命する事務局長その他必要な職員を置くこととされている。

事務局の組織については、労働組合法施行令第25条の規定により、会長の同意を得て、知事が鳥取県労働委員会事務局組織規則を定めている。

職員数は、鳥取県職員定数条例により9名と定められているが、現行の組織は次のとおりである。

なお、平成21年度より、審査調整課の中に個別労使紛争解決促進担当を設置した。



(5) 委員会の予算

平成23年度の当初予算は次のとおりである。

(単位：千円)

科 目	委員会費	事務局費	合 計
予 算 額	33,638	59,993	93,631

(6) 個別労使紛争解決支援センター（労使ネットとっとり）

鳥取県労働委員会が実施する個別労働関係紛争の相談及びあっせんについて、県民の視点に立ち、分かりやすく利用しやすい組織体制とするため、平成21年4月1日から労働委員会内に「個別労使紛争解決支援センター」を設置した。

そして、より親しみやすく覚えやすいものとしてより一層の利用促進を図るため、愛称を公募した結果、「個別労使紛争解決支援センター」の愛称を「労使ネットとっとり」とし、さらにそのロゴマークを公募し、決定した。

2 運営の概要

労働委員会の職務は、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等労働関係法に定められるものの外、労働委員会規則の定めにより執行されるが、その概要は次のとおりである。

なお、当労働委員会においては、平成14年度から鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事務を処理しており、平成17年度からは事務局職員による個別労働関係に関する労働相談も実施している。

(1) 労働委員会の会務は、会長が総理する。会長が職務を行うことができないときは、会長代理がその職務を代行する。

(2) 労働委員会の会議は、労働組合法第21条及び労働委員会規則第2章の規定により、総会、公益委員会議、調停委員会、仲裁委員会及び小委員会が予定されている。

当労働委員会においては、委員の全員で行う総会は原則として月2回、第2・第4の水曜日に開催し、労働委員会規則第5条に規定する事項を付議しており、公益委員のみによる公益委員会議は、不当労働行為、労働組合の資格審査等の労働委員会規則第9条に規定する付議事項を審議している。

(3) 労働組合の資格審査は、労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合するかどうかについて、労働委員会規則第4章の規定により会長が指揮して行う。ただし、会長は、公益委員全員による審査にかえて公益委員の中から1人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が1人のときは審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が指揮して行う。

(4) 労働委員会は、使用者が労働組合法第7条の規定に違反して、不当労働行為を行った旨の申立てを受けたときは、遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、その申立てが理由があるかどうかについて審問を行う。

不当労働行為の審査（調査及び審問のすべての手続をいう。）は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第5章の規定により、会長が指揮して行い、又、会長は、公益委員の中から1人又は数人の委員を選任して、審査を担当させることができる。この場合、審査委員が1人のときは審査委員が、数人の審査委員が選任されたときは審査委員長が、指揮して行う。

(5) 労働委員会は、審問の手続が終わったときは事実認定を行い、この認定に基づいて、申立人の請求にかかる救済の全部若しくは一部の認容又は申立ての棄却の命令を発する。

(6) 労働委員会の命令の交付を受けた労働組合若しくは労働者又は使用者は、命令の交付の日から15日以内に中央労働委員会に再審査の申立てができる。使用者については、中央労働委員会に再審査の申立てをしないときは、当該命令の交付の日から30日以内に、労

働組合又は労働者については、労働委員会の処分のあったことを知った日から6か月以内に、取消しの訴えを裁判所に提起することができることとされている。

- (7) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁は、労働組合法第20条及び労働関係調整法第2章から第4章並びに労働委員会規則第7章の規定により、あっせんにあつては、あっせん員候補者の中から会長が指名したあっせん員により、調停にあつては、公、労、使各側を代表する調停委員により構成される調停委員会により、仲裁にあつては、公益委員のうちから関係当事者が合意により選定した者につき会長が指名した仲裁委員3人からなる仲裁委員会によって、それぞれ行われる。
- (8) 労働争議の実情調査は、労働争議が発生したとき、会長が必要に応じ、委員、事務局長又は事務局職員に行わせ、又はあっせん員候補者に調査を依頼することができる。公益事業に係る労働争議の場合は、会長は速やかにこの調査をさせ又は依頼しなければならない。
- (9) 地方公営企業等労働関係法第5条第2項の規定による地方公営企業等従事職員のうち、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲は、労働委員会がその認定及び告示を行うこととされているが、平成23年に取扱ったものはなかった。
- (10) 個別労働関係紛争のあっせんは、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条から第10条の規定により、個別労働関係紛争あっせん員候補者の中から会長が指名した個別労働関係紛争あっせん員により行われる。
- (11) 鳥取県労働委員会が実施する個別労働関係紛争の相談及びあっせんについて、県民の視点に立ち、分かりやすく利用しやすい組織体制とするため、平成21年4月1日から労働委員会内に「個別労使紛争解決支援センター」（愛称：労使ネットとっとり）を設置し、個別労働関係紛争処理制度の一層の周知、利用の促進を図った。
平成21年より全国労働委員会共通で10月を「個別労働関係紛争処理制度」の周知月間としており、今年も鳥取県労働委員会は、街頭リーフレット・ティッシュの配布、日曜労働相談会の開催及びホームページ等を通じて幅広く広報、周知を行った。
また、今年の日曜労働相談会を年2回（6月・10月）実施した。

3 労働委員会業務記録

月	日	曜	諸会議等	日	曜	事件関係
1	4	火	仕事始め	16	日	22年(個)第22号事件第1回あっせん (解決)
	12	水	第1072回定例総会 定期労働相談会			
	26	水	第1073回定例総会	17	月	23年(個)第1号事件受付
	27	木	第2期労働委員会活性化のための検討 委員会(第3回)			
2	3	木	中国地区労働委員会会長連絡会議 (高松)	3	木	23年(個)第2号事件受付 23年(個)第1号事件第1回あっせん (解決)
	9	水	中国地区労働委員会事務局長連絡会議 (高松)			
	9	水	第1074回定例総会 定期労働相談会	24	木	23年(個)第2号事件第1回あっせん 23年(個)第2号事件第2回あっせん (解決)
	23	水	第1075回定例総会 第623回公益委員会議			
	24	木	第2期労働委員会活性化のための検討 委員会(第4回)			
3	9	水	第1076回定例総会 定期労働相談会	10	木	23年(個)第3号事件受付 23年(不)第1号事件申立て
	19	土	第624回公益委員会議			
	23	水	第1077回定例総会			
4	13	水	第1078回定例総会	4	月	23年(個)第4号事件受付 23年(個)第3号事件第1回あっせん (打切り)
	14	木	第2期労働委員会活性化のための検討 委員会(第5回)			
	27	水	第1079回定例総会			
5	11	水	第1080回定例総会	2	月	23年(不)第1号事件第1回委員調査 23年(調)第5号事件受付
	18	水	中国地区労働委員会連絡協議会定例総 会(広島) 中国地区労働委員会事務局長連絡会議 (広島)			
	19	木	九州労働委員会連絡協議会研修会講演	16	月	23年(不)第1号事件第2回委員調査 23年(個)第6号事件受付 23年(個)第7号事件受付 23年(個)第4号事件第1回あっせん
	23	月	第2期労働委員会活性化のための検討 委員会(第6回)			
	25	水	第1082回定例総会			
6	8	水	第1083回定例総会	3	金	23年(個)第4号事件終結(打切り) 23年(個)第7号事件終結(取下げ) 23年(不)第1号事件第3回委員調査 23年(個)第8号事件受付 23年(個)第9号事件受付
	9	木	全国労働委員会事務局長連絡会議 (広島)			
	10	金	全国労働委員会会長連絡会議 (広島)			
	16	木	第2期労働委員会活性化のための検討 委員会(第7回)			
	22	水	第1084回定例総会			
	26	日	労働委員会の一斉PR(東・中・西部) 日曜労働相談会(東部・中・西部)			

月	日	曜	諸会議等	日	曜	事件関係	
7	5	火	中国・四国地区労働委員会会長連絡会議(高知)	1	金	23年(個)第10号事件受付	
	13	水	第1085回定例総会	6	水	23年(不)第1号事件第1回審問	
	27	水	定期労働相談会 第1086回定例総会	11	月	23年(個)第11号事件受付	
				18	月	23年(個)第6号事件第1回あつせん 23年(個)第11号事件第1回あつせん	
8	2	火	中国地区労働委員会事務局審査主管課長会議(岡山:~3日)	4	木	23年(不)第1号事件第2回審問(最後陳述)	
	10	水	第1087回定例総会 あつせん員候補者等特別研修会	5	金	23年(個)第6号事件第3回あつせん(解決)	
	24	水	第1088回定例総会	18	木	23年(個)第11号事件第3回あつせん(解決)	
	30	火	中国地区労働委員会事務局調整主管課長会議(島根:~31日)			23年(個)第8号事件終結(取下げ)	
	9	1	木	公労使新任委員合同研修会(~2日) 業務運営状況調査(徳島:~9日)	19	金	23年(個)第13号事件終結(関与解決)
		8	木		26	金	23年(個)第5号事件第1回あつせん
		14	水	第1089回定例総会 定期労働相談会	27	土	23年(個)第14号事件第1回あつせん(解決)
		28	水	第1090回定例総会	28	日	23年(個)第10号事件第1回あつせん(解決)
					7	水	23年(個)第12号事件第1回あつせん
					8	木	23年(個)第5号事件第2回あつせん
					9	金	23年(個)第15号事件受付
	10	1	土	労働委員会の一斉PR(東・中・西部) 日曜労働相談会(東・中・西部)	10	土	23年(調)第1号事件第1回あつせん
		2	日		14	水	23年(不)第1号事件関与和解成立
8		土	労働セミナー(中部)	20	火	23年(個)第16号事件受付 23年(個)第12号事件第2回あつせん(解決)	
12		水	第1091回定例総会 定期労働相談会	21	水	23年(個)第5号事件第2回あつせん(解決)	
14		金	出前説明会(北栄町)	29	木	23年(調)第1号事件第2回あつせん(解決)	
15		土	労働セミナー(東・西部)	30	金	23年(個)第17号事件受付	
18		火	第3期労働委員会活性化のための検討委員会(第1回)	4	火	23年(個)第18号事件受付	
26	水	第1092回定例総会	5			水	23年(個)第15号事件終結(取下げ)
25	火		23年(個)第17号事件第1回あつせん				
10	27	木		27	木	23年(個)第19号事件受付	
	28	金		28	金	23年(個)第16号事件第1回あつせん(解決)	

月	日	曜	諸会議等	日	曜	事件関係
11	9	水	第1093回定例総会 定期労働相談会	1	火	23年(個) 第20号事件受付
	10	木	全国労働委員会連絡協議会総会 (東京:~11日)	4	金	23年(個) 第17号事件終結(打切り)
	16	水	第3期労働委員会活性化のための検討 委員会(第2回)	7	月	23年(個) 第21号事件受付
	21	月	全国労働委員会事務局調整主管課長会 議(東京)	8	火	23年(個) 第22号事件受付
	22	火	全国労働委員会事務局審査主管課長会 議(東京)	9	水	23年(個) 第20号事件終結(取下げ)
	24	木	第1094回定例総会 企業視察研修(南部町)	29	火	23年(個) 第21号事件1回あっせん (解決)
12	13	火	韓国政府雇用労働部、労働政策研究 ・研修機構来果調査(~14日)	7	水	23年(個) 第18号事件1回あっせん 23年(個) 第22号事件1回あっせん
	14	水	第1095回定例総会 労働政策研究・研修機構 呉 学殊主任 研究員講演	14	水	23年(個) 第23号事件受付
	15	木	定期労働相談会 経営者協会研修会講演	16	金	23年(個) 第22号事件第2回あっせん (解決)
	28	水	第1096回定例総会 仕事納め	21	水	23年(個) 第18号事件第2回あっせん (解決)

4 総会・会議

労働委員会が開催する会議は、定例総会、公益委員会議等がある。

なお、このほかに労働委員会相互の間を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るための全国的、地域的な連絡協議会等がある。

(1) 定例総会・臨時総会

労働委員会委員全員で行う会議で、労働委員会規則第5条第1項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、不当労働行為救済申立事件審理の報告、あっせん、調停、仲裁等に関する報告等委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

平成23年には定例総会が23回、臨時総会が2回開催された。

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
1072 回	1.12	委員室	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1071回定例総会（12月22日）議事録の承認について 2 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の委嘱について 3 平成22年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他
1073 回	1.26	委員室	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1071回定例総会（12月22日）議事録の承認について 2 第1072回定例総会（1月12日）議事録の承認について 3 個別労働関係紛争解決事務処理要領の一部改正について 4 平成22年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題の発言要旨について 5 鹿児島県労働委員会来県について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 その他
1074 回	2. 9	委員室	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1071回定例総会（12月22日）議事録の承認について 2 第1072回定例総会（1月12日）議事録の承認について 3 第1073回定例総会（1月26日）議事録の承認について 4 個別労働関係紛争解決事務処理要領の一部改正について 5 4月の定期労働相談会について 6 平成22年度中国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 7 第3回労働委員会活性化検討委員会の概要について 8 個別労働関係紛争あっせん事件について 9 争議行為予告通知及び実情調査について 10 その他
1075 回	2.23	委員室	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1074回定例総会（2月9日）議事録の承認について 2 中労委三者委員の三者連絡会議等への派遣について 3 第66回全国労働委員会連絡協議会総会における議題(案)の提出(ブロック提案)について

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
			4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他
1076 回	3. 9	委員室	1 第1075回定例総会（2月23日）議事録の承認について 2 第623回鳥取県労働委員会公益委員会議について 3 第5回労働委員会の活性化のための検討委員会の概要について 4 「全国一斉キャンペーンデー」に関するアンケートについて 5 公労使新任委員合同研修の実施について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 その他
1077 回	3.23	委員室	1 第1076回定例総会（3月9日）議事録の承認について 2 第137回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会について 3 平成23年(不)第1号鳥取県厚生事業団不当労働行為救済申立事件について 4 個別労働関係紛争あっせん事件について 5 争議行為予告通知及び実情調査について 6 その他
1078 回	4.13	委員室	1 第1077回定例総会（3月23日）議事録の承認について 2 平成23年度委員研修計画（案）について 3 平成23年度広報・相談会計画（案）について 4 平成23年度個別紛争処理制度共同PRの実施について 5 全国労働委員会会長連絡会議の議題について 6 平成23年(不)第1号鳥取県厚生事業団不当労働行為救済申立事件について 7 個別労働関係紛争あっせん事件について 8 争議行為予告通知及び実情調査について 9 その他
1079 回	4.27	委員室	1 第1078回定例総会（4月13日）議事録の承認について 2 第137回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題について 3 第53回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議について 4 労働委員会活性化のための検討委員会第1次報告書を受けた都道府県労働委員会の取組状況調査について 5 第5回労働委員会活性化のための検討委員会の概要について 6 平成23年(不)第1号鳥取県厚生事業団不当労働行為救済申立事件について 7 個別労働関係紛争あっせん事件について 8 争議行為予告通知及び実情調査について 9 その他

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
1080 回 (臨時)	5.11	委員室	1 会長及び会長代理の選任について
1081 回 (臨時)	5.11	委員室	1 第1079回定例総会（4月27日）議事録の承認について 2 鳥取県労働委員会幹事会幹事委員の選任について 3 鳥取県労働委員会情報公開調整委員会委員の選任について 4 あっせん員候補者及び個別労働関係紛争あっせん員候補者の委 嘱について 5 第137回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会の議題につ いて 6 平成23年(不)第1号鳥取県厚生事業団不当労働行為救済申立 事件について 7 個別労働関係紛争あっせん事件について 8 争議行為予告通知及び実情調査について 9 諸会議等開催計画及び委員研修計画について 10 定期労働相談会及び日曜労働相談会について 11 委員勉強会について 12 その他
1082 回	5.2	委員室	1 第1080回臨時総会（5月11日）議事録の承認について 2 第1081回臨時総会（5月11日）議事録の承認について 3 第137回中国地区労働委員会連絡協議会総会の概要について 4 第6回労働委員会活性化のための検討委員会の概要について 5 平成23年度全国労働委員会会長連絡会議・全国労働委員会事 務局長連絡会議について 6 平成23年(不)第1号鳥取県厚生事業団不当労働行為救済申立 事件について 7 個別労働関係紛争あっせん事件について 8 争議行為予告通知及び実情調査について 9 その他
1083 回	6.8	委員室	1 第1082回定例総会（5月25日）議事録の承認について 2 鳥取県労働委員会個人情報保護調整委員会設置要綱の制定につ いて 3 鳥取県労働委員会情報公開調整委員会設置要綱の一部改正につ いて 4 公文書開示請求について 5 あっせん員候補者等特別研修会について 6 第53回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題につ いて 7 平成23年(不)第1号鳥取県厚生事業団不当労働行為救済申立 事件について 8 個別労働関係紛争あっせん事件について

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
			9 争議行為予告通知及び実情調査について 10 その他
1084 回	6.22	委員室	1 第1083回定例総会（6月8日）議事録の承認について 2 中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の議題の発言要旨について 3 公文書開示請求及び公文書開示・非開示の基準一覧表について 4 個人情報開示請求について 5 全国労働委員会会長連絡会議の概要について 6 第7回労働委員会活性化のための検討委員会の概要について 7 平成23年(不)第1号鳥取県厚生事業団不当労働行為救済申立事件について 8 個別労働関係紛争あっせん事件について 9 争議行為予告通知及び実情調査について 10 その他
1085 回	7.13	委員室	1 第1084回定例総会（6月22日）議事録の承認について 2 第66回全国労働委員会連絡協議会総会について 3 公労使新任委員合同研修について 4 業務運営状況調査について 5 定期労働相談会・日曜労働相談会（10月・3月）・全国一斉PR担当委員について 6 あっせん員候補者等特別研修会について 7 個人情報開示請求について 8 中国・四国地区労働委員会会長連絡会議の概要について 9 平成23年(不)第1号鳥取県厚生事業団不当労働行為救済申立事件について 10 個別労働関係紛争あっせん事件について 11 委員勉強会の日程変更について 12 争議行為予告通知及び実情調査について 13 平成23年度第1回日曜労働相談会の概要について 14 その他
1086 回	7.27	委員室	1 第1085回定例総会（7月13日）議事録の承認について 2 第66回全国労働委員会連絡協議会総会について 3 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会について 4 労働委員会活性化検討委員会第2次報告書の概要について 5 全国共通キャッチフレーズの最優秀作品の決定と積極的な活用について 6 あっせん員候補者等特別研修会について 7 平成23年(不)第1号鳥取県厚生事業団不当労働行為救済申立事件について 8 労働争議あっせん事件について 9 個別労働関係紛争あっせん事件について 10 その他

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
1087 回	8.10	委員室	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1086回定例総会（7月27日）議事録の承認について 2 公文書開示請求拒否決定に係る異議申立てについて 3 あっせん員候補者等特別研修会について 4 業務運営状況調査について 5 平成23年(不)第1号鳥取県厚生事業団不当労働行為救済申立事件について 6 労働争議あっせん事件について 7 個別労働関係紛争あっせん事件について 8 その他
1088 回	8.24	委員室	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1087回定例総会（8月10日）議事録の承認について 2 平成23年(不)第1号鳥取県厚生事業団不当労働行為救済申立事件について 3 公文書開示請求拒否決定に係る異議申立てについて 4 業務運営状況調査について 5 労働争議あっせん事件について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 その他
1089 回	9	委員室	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1088回定例総会（8月24日）議事録の承認について 2 業務運営状況調査（9月8日～9日）の概要について 3 第66回全国労働委員会連絡協議会総会の第1議題の事例発表に関するお願いについて 4 公文書開示請求拒否決定に係る異議申立てについて 5 個人情報開示請求拒否決定に係る異議申立てについて 6 平成23年(不)第1号鳥取県厚生事業団不当労働行為救済申立事件について 7 労働争議あっせん事件について 8 個別労働関係紛争あっせん事件について 9 その他
1090 回	9.28	委員室	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1089回定例総会（9月14日）議事録の承認について 2 公文書開示請求拒否決定に係る異議申立てについて 3 個人情報開示請求拒否決定に係る異議申立てについて 4 平成23年(不)第1号鳥取県厚生事業団不当労働行為救済申立事件について 5 労働争議あっせん事件について 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 平成23年度個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間PR活動計画について 9 その他

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
1091 回	10.12	委員室	1 第1090回定例総会（9月28日）議事録の承認について 2 公文書開示請求拒否決定に係る異議申立てについて 3 個人情報開示請求拒否決定に係る異議申立てについて 4 労働争議あっせん事件について 5 個別労働関係紛争あっせん事件について 6 争議行為予告通知及び実情調査について 7 平成23年度上半期取扱事件等の概要について 8 平成23年度第2回日曜労働相談会の実施概要等について 9 知事等の給与に関する有識者会議について 10 その他
1092 回	10.2	委員室	1 第1091回定例総会（10月12日）議事録の承認について 2 第66回全国労働委員会連絡協議会総会について 3 第3期労働委員会活性化検討委員会（第1回）の概要について 4 公文書開示請求拒否決定に係る異議申立てについて 5 個人情報開示請求拒否決定に係る異議申立てについて 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 知事等の給与に関する有識者会議について 9 その他
1093 回	11.9	委員室	1 第1092回定例総会（10月26日）議事録の承認について 2 平成23年度中国地区労働委員会会長連絡会議について 3 第66回全国労働委員会連絡協議会総会について 4 公文書開示請求拒否決定に係る異議申立てについて 5 個人情報開示請求拒否決定に係る異議申立てについて 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 知事等の給与に関する有識者会議について 9 その他
1094 回	11.24	西部総合 事務所講 堂	1 第1093回定例総会（11月9日）議事録の承認について 2 平成23年度中国地区労働委員会会長連絡会議について 3 第66回全国労働委員会連絡協議会総会の概要について 4 全国労働委員会連絡協議会第1回運営委員会における決定事項 について 5 第3期労働委員会活性化検討委員会（第2回）の概要について 6 公文書開示請求拒否決定に係る異議申立てについて 7 個人情報開示請求拒否決定に係る異議申立てについて 8 個別労働関係紛争あっせん事件について 9 争議行為予告通知及び実情調査について 10 知事等の給与に関する有識者会議について 11 その他

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
1095 回	12.14	委員室	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1094回定例総会（11月24日）議事録の承認について 2 第3期労働委員会活性化のための検討委員会個別労働紛争処理制度及び労働争議調整手続の活性化に関する実態アンケート調査について 3 第67回全国労働委員会連絡協議会総会における議題（案）の提出について 4 平成23年度全国労働委員会公益委員会連絡会議の決定事項について 5 公文書開示請求拒否決定に係る異議申立てについて 6 個人情報開示請求拒否決定に係る異議申立てについて 7 個別労働関係紛争あっせん事件について 8 争議行為予告通知及び実情調査について 9 韓国雇用労働部、労働政策研究・研修機構来県調査について 10 その他
1096 回	12.28	委員室	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1095回定例総会（12月14日）議事録の承認について 2 平成23年度中国地区労働委員会会長連絡会議の議題について 3 第3期労働委員会活性化のための検討委員会個別労働紛争処理制度及び労働争議調整手続の活性化に関する実態アンケート調査について 4 公文書開示請求拒否決定に係る異議申立てについて 5 個人情報開示請求拒否決定に係る異議申立てについて 6 個別労働関係紛争あっせん事件について 7 争議行為予告通知及び実情調査について 8 東京都労働委員会来県調査について 9 その他

(2) 特別研修（平成23年度あっせん員候補者連絡協議会）

平成14年4月から「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」が施行されたことにともない、県内関係諸機関との連絡会議を開催している。

月日	場 所	会 議 内 容 等
8.10	とりぎん文化会館 鳥取県立図書館	<p>(1) 関係機関との情報交換・意見交換</p> <p>① 報告「労働審判事件の係属状況等について」 (鳥取地方裁判所)</p> <p>② 報告「個別労働関係紛争への対応状況等について」 (鳥取労働局)</p> <p>③ 報告「労働相談の実施状況等について」 (鳥取県商工労働部雇用人材総室) (鳥取県中小企業労働相談所)</p> <p>④ 報告「法テラスの概要及び現状について」 (法テラス鳥取)</p> <p>⑤ 報告「個別労働関係紛争等への対応状況について」 (鳥取県労働委員会事務局)</p> <p>⑥ 報告「個別労働関係紛争の概要について」 (中央労働委員会事務局)</p> <p>⑦ 意見交換</p> <p>(2) 講 演</p> <p>⑧ 「労使ネットとっとり」特別講演 「個別労使紛争の解決手続と内容について－ハラスメント事例を中心に－」 講師：成城大学法学部教授 (中央労働委員会関東区域地方調整委員) 奥山 明良 氏</p> <p>⑨ 案内 「労働問題解決のための図書館利用について」 (鳥取県立図書館)</p>

(3) 講演

平成23年度は以下の講演が行われた。

月日	場 所	内 容 等
12.14	県庁特別会議室	「企業グループの望ましい労使関係について」 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 呉 学殊 主任研究員

(4) 公益委員会

平成23年に公益委員会会議は2回開催された。

回数	月日	場 所	付 議 事 項 等
623回	2. 23	審理監査室	1 労働組合資格審査について
624回	3. 19	労働委員会 委員室	1 平成23年（不）第1号鳥取県厚生事業団不当労働行為救済申立事件について 2 組合資格審査について 3 審査委員の選任等について 4 その他

(5) 連絡会議

平成23年に開催された全国及び中国ブロック等の会議の概要は次のとおりである。

【委員連絡会議】

会議名	月日	場所	検討議題等	出席委員
中国地区労働委員会会長連絡会議	2. 3	松江市西線島 「ホテル穴道湖」	1 ブロック会議を活用した委員研修の実施について (鳥取県労委) 2 労働委員会活性化のためのブロックとしての重点的・優先的取組事項、取組方法について (鳥根県労委) 3 譴責処分歴を理由に雇止めを予告されて駆け込み加入した組合員の雇止めの撤回を求めるあっせんについて (鳥根県労委)	太田 会長 石黒 委員
第137回中国地区労働委員会連絡協議会定例総会	5. 18	広島市中区大手町 「鯉城会館」	1 労働委員会の活性化について【中央労働委員会委員との意見交換】 ～これまでの取組と今後の課題について～ (中央労働委員会) 2 同一労使間で不当労働行為事件審査と他の紛争処理機関における事件処理が同時に保属している場合、同一労使間で不当労働行為救済申立てとあっせん申請が同時に申し立てられた場合等の労働委員会の対応について (岡山県労委) 3 バックペイ命令等における中間収入の控除について (広島県労委)	太田 会長 石黒 委員 池内 委員 本川 委員 奥村 委員 宮城 委員
全国労働委員会会長連絡会議	6. 10	広島県広島市中区中町 「ANAクラウンプラザホテル広島」	1 労働委員会の活性化の現状と課題について 2 自由懇談	太田 会長

会議名	月日	場所	検討議題等	出席委員
第53回中国・四国地区労働委員会会長連絡会議	7. 5	高知市本町「高知共済会館」	1 労働委員会活性化の方向性について (高知県労委) 2 日額報酬制度導入後の労働委員会のあり方について (高知県労委)	太田 会 長
第66回全国労働委員会連絡協議会総会	11. 10 ～11	東京都中野区中野「中野サンプラザ」	1 「労働委員会の活性化に向けての取組(事例発表)～経験の交流～」 (中労委公労使) ※当該議題については、稲井委員が当会議における初のプレゼンテーションによる事例発表を行った。 2 「和解手続きが長期化した事件への対応について～経験と見解の交流～」 (北海道・東北ブロック公労使) 3 「地方公務員における転籍前に行う転籍後の使用者との団体交渉～経験と見解の交流～」 (関東ブロック公労使)	太田 会 長 河本会長代理 小 椋 委 員 五十嵐委員 稲 井 委 員 宮 城 委 員

【事務局連絡会議】

会議名	月日	場所	検討議題等	出席者
中国地区労働委員会事務局 長連絡会議	2. 3	松江市西線 島 「ホテル穴 道湖」	1 平成22年度中国地区労働委員会会 長連絡会議の運営について (鳥取県労委) 2 平成23年度中国地区労働委員会事 務局審査主管課長会議及び調整主管 課長会議開催計画案について (岡山県労委・島根県労委)	竹本局長 前田副主幹 新主事
中国地区労働 委員会事務局 長連絡会議	5. 18	広島市中区 大手町 「鯉城会 館」	1 第137回中国地区労働委員会連絡 協議会定例総会の運営等について (広島県労委)	竹本局長 佐々木次長 片山主事
全国労働委員 会事務局長連 絡会議	6. 9	広島市中区 中町 「ANAク ラウンブラ ザホテル広 島」	1 審査概況等について 2 調整事件等の概況について 3 労働委員会の活性化のための検討委員 会第一次報告書の実施状況について 4 第2期労働委員会活性化のための検討 委員会の検討状況について 5 第66回全労委総会について	竹本局長 大西主幹
中国地区労働 委員会事務局 審査主管課長 会議	8. 2 ～ 3	岡山市北区 内山下 「丸の内会 館」	1 講演「労組法上の労働者をめぐる最 判について」 2 審査期間を大幅に短縮するための方 策について (鳥取県労委) 3 労働委員会委員の旧姓使用について (広島県労委) 4 「ナショナル・センターの地方組 織」の労働組合資格審査について (岡山県労委) 5 事例研究	大西主幹 岸本主事
中国地区労働 委員会事務局 調整主管課長 会議	8. 30 ～ 31	松江市殿町 「県庁南庁 舎労働委員 会室」	1 講演「労働関係紛争の調整をめぐる 現状と課題」 (中央労働委員会事務局) 2 「個別労働関係紛争あっせんに係る 公文書の非開示決定理由の当否につい て」 (鳥取県労委) 3 事例研究	西尾主幹 新主事

会議名	月日	場所	検討議題等	出席者
全国労働委員会事務局調整 主管課長会議	11. 21	東京都港区 芝公園 「労働委員会会館」	<ol style="list-style-type: none"> 1 中央労働委員会調整担当各課室長からの説明 2 労働委員会活性化のための検討委員会の動き (中央労働委員会事務局) 3 都道府県労働委員会からの事例報告 	佐々木次長 西尾主幹
全国労働委員会事務局審査 主管課長会議	11. 22	東京都港区 芝公園 「労働委員会会館」	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務概況説明 (中央労働委員会事務局) 2 最近の和解事例の動向について (中央労働委員会事務局) 3 三者委員による解決策の勧告について (中央労働委員会事務局) 	佐々木次長 大西主幹

第2章 不当労働行為の審査

1 概 況

平成23年中に取り扱った不当労働行為救済申立事件の件数は、新規申立事件が1件であった。

当該事件については、和解の成立（関与和解）及び和解認定により終結した。

2 取扱事件概要

平成23年(不)第1号 鳥取県厚生事業団不当労働行為救済申立事件

当事者	[申立人] 鳥取県厚生事業団職員労働組合	[被申立人] 社会福祉法人鳥取県厚生事業団
	【審査経過】 救済申立 平成23年3月15日 事務局調査(申立人) 平成23年4月8日 事務局調査(被申立人) 平成23年4月8日 第1回委員調査 平成23年5月2日 第2回委員調査 平成23年5月16日 第3回委員調査(審査計画作成) 平成23年6月23日 第1回和解期日 平成23年6月23日 第1回審問 平成23年7月6日 第2回審問(最後陳述) 平成23年8月4日 第2回和解期日 平成23年8月4日 第3回和解期日 平成23年8月23日 第4回和解期日 平成23年9月1日 第5回和解期日(関与和解成立) 平成23年9月14日	【審査委員等】 [審査委員長] (公) 河本 充 弘 [審査委員] (公) 吉 谷 康 子 (公) 濱 田 由 紀 子 [参 与 委 員] (労) 五十嵐 美知義 (労) 本 川 博 孝 (使) 宮 城 定 幸

【事案の概要】

本件は、申立人が申し入れた要求に関する団体交渉（4つの事項）について、被申立人が自己の主張に固執することなく、誠意を持って団体交渉に応じることを求めて、平成23年3月15日に救済申立てが行われたもの。

【請求する救済内容】

- (1) 平成21年3月10日付要求（正職員にふさわしい賃金）、平成22年6月11日付要求（従来の準職員の給料改善）に関する団体交渉において誠実に団体交渉を行うこと

- (2) 平成22年6月11日付要求（従来の準職員の前歴換算）に関する団体交渉において誠実に団体交渉を行うこと
- (3) 平成22年2月22日及び3月8日付要求（調理員の人員体制に対する要求）に関する団体交渉において誠実に団体交渉を行うこと
- (4) 平成22年6月11日付要求（人事異動の配慮についての要求）に関して協定書を作成し、誠実に団体交渉を行うこと

【審査経過の概要】

審査計画策定等の調査を3回、証人尋問等の審問を2回行い、8月4日に結審した。

なお、和解期日については5回行い、9月14日、第5回和解期日において、申立人及び被申立人間において和解協定が締結されるとともに和解認定が申し立てられ、本件審査委員会議において、同和解は労働組合法第27条の14第2項所定の要件を満たすものと認められ、本事件は終結した。

【主な和解内容】

当事者双方は、労働協約全般について見直し、改定に向けて精力的に団体交渉を行い、平成23年末を目途に精力的に団体交渉を行い、妥結成立を図ること。上記期日までに当事者間で妥結成立しなかった場合は、労働協約第11条の規定に基づき、鳥取県労働委員会に調停を申請し、解決を図ること。

3 不当労働行為救済申立事件に関する審査の期間の目標の達成状況等

労働組合法第27条の18及び鳥取県労働委員会の運営に関する規則第4条第1項の規定に基づく不当労働行為救済申立事件に係る審査の目標達成状況及び審査の実施状況は次のとおりであった。

(1) 審査の期間の目標

10箇月（約300日）

(2) 審査の期間の目標の達成状況及び審査の実施状況

事件番号	事件名	申立人	該当条項	請求する救済内容	申立年月日	終結年月日	処理に要した日数	調査回数	審問回数	証人数	終結区分	審査の期間の目標の達成状況
平成23年(不)第1号	鳥取県厚生事業団 不当労働行為 救済申立事件	鳥取県 厚生事業 団職員 労働組合	法第7条第2号	団体交渉応諾	平成23年3月15日	平成23年9月14日	184日	8回	2回	3人	和解認定 (関与和解)	達成

第3章 労働組合の資格審査

1 概況

平成23年中に当委員会が取り扱った労働組合資格審査の件数は、新規係属が4件であった。前年からの繰越しはなかった。

申請理由は、3件が委員推薦のためのものであり、1件が不当労働行為救済申立のためのものであった。

また、処理状況については、3件は労働組合法上の規定に適合することが決定され、1件は取下げとなった。

2 労働組合資格審査一覧

(1) 平成23年労働組合資格審査一覧表

番号	組 合 名	申請理由	申 請 年月日	決 定 年月日	処理状況
1	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車支部	委員推薦	23. 2. 10	23. 2. 23	適 合
2	UIゼンセン同盟グッドヒル労働組合	委員推薦	23. 2. 10	23. 2. 23	適 合
3	鳥取県厚生事業団職員労働組合	委員推薦	23. 2. 14	23. 2. 23	適 合
4	鳥取県厚生事業団職員労働組合	不当労働行為 救済申立	23. 3. 15	23. 9. 14	取 下 げ

(2) 平成10年～平成23年申請理由別一覧表

申請理由 年 別	委員推薦	不当労働 行為救済 申 立	法人登記	総会決議	計	備 考
10	2	3	—	—	5	前年からの繰越1件含む
11	4	1	—	—	5	前年からの繰越1件含む
12	1	1	—	—	2	前年からの繰越1件含む
13	3	2	1	—	6	前年からの繰越1件含む
14	—	1	—	—	1	前年からの繰越1件含む
15	3	3	—	—	6	
16	—	1	1	—	2	前年からの繰越1件含む
17	4	—	—	—	4	
18	2	7	—	—	9	
19	3	—	—	—	3	
20	1	—	—	—	1	
21	3	—	—	—	3	
22	—	—	—	—	0	
23	3	1	—	—	4	

注) 前年からの繰越件数を含む件数である。

(3) 平成10年～平成23年処理区分別一覧表

処理区分 年別	適 合	不 適 合	取 下 げ	打 切 り	次 年 へ 繰 越	計	備 考
10	2	—	2	—	1	5	
11	4	—	—	—	1	5	
12	1	—	—	—	1	2	
13	5	—	—	—	1	6	
14	1	—	—	—	—	1	
15	4	—	1	—	1	6	
16	2	—	—	—	—	2	
17	4	—	—	—	—	4	
18	2	—	—	7	—	9	
19	3	—	—	—	—	3	
20	1	—	—	—	—	1	
21	3	—	—	—	—	3	
22	—	—	—	—	—	0	
23	3	—	1	—	—	4	

注) 前年からの繰越件数を含む件数である。

第4章 労働争議の調整

1 概況

平成23年中に係属した調整事件は、新規係属事件が1件で、調整区分はあっせんであった。申請者は組合で、業種は運輸業・郵便業であった。

平成23年中に終了したものは1件で、終了区分は解決であった。

調整事項は、団体交渉の促進に関するものであった。

2 事件一覧

番号	事件名	調整区分	申請月日 申請者	調整事項	開始 月日	終結日 区分	調整 回数	調整員
1	X争議	あっせん	7.20 組合	団体交渉の促進	9.5	9.29 解決	2	(公)太田 (労)五十嵐 (使)江尻

3 取扱事件概要

(1) 平成23年(調)第1号

X争議あっせん事件

申請者	X労働組合		
被申請者	X		
業種	運輸業・郵便業	従業員数	79名
開始事由	組合申請		
申請月日	7月20日	開始月日	9月5日
終結月日	9月29日		
終結事由	解決	調整回数	2回
あっせん員	(公)太田正志	(労)五十嵐美知義	(使)江尻敏美
		所要日数	25日

ア 調整事項

団体交渉の促進

イ 労使の主張

(ア) 組合の主張

懸案事項について再三の団体交渉の申入れにもかかわらず、使用者は団体交渉に応じない。

(イ) 使用者の主張

団体交渉には間もなく応じる用意がある。ただし、労使の信頼関係が破壊されているので、組合に善処を求めたい。

ウ あっせんの経過

9月10日の第1回あっせんにおいて、労使双方の意見聴取を行い、双方の意向を確認した結果、団体交渉を実施する方向性で一致を見たため、あっせん員は労使の自主交渉を経過観察することとし、労使双方に対し、団体交渉のあり方について下記のとおり要請を行った。

要 請

- 1 申請者及び被申請者は、あっせん員が第1回あっせんにおいて摘示した団体交渉促進に関する助言を考慮するとともに、特に次の三点に留意しつつ、今後とも精力的に自主交渉に臨むこと。
 - (1) 労使双方は、団体交渉に際しては、交渉の目的及び対象を事前に明らかにすること。
 - (2) 労使双方は、団体交渉に際しては、質問の趣旨及び回答の期限を適宜明らかにすること。
 - (3) 労使双方は、団体交渉に際しては、交渉の経過及び要点を記載した議事録の作成等により、交渉において合意に至った事項及び合意に至っていない事項を具体的に明らかにすること。
- 2 申請者及び被申請者は、上記1による自主交渉の経過及び結果について、第2回あっせんにおいて、あっせん員に対し説明すること。

9月29日の第2回あっせんにおいて、第1回あっせん後に実施された団体交渉の経過について労使双方の意見聴取を行い、双方の意向を確認した上で、団体交渉のあり方について定めた下記のあっせん案を提示したところ、双方受諾し事件は解決した。

あ っ せ ん 案

申請者及び被申請者は、あっせん員が本件あっせんにおいて摘示した団体交渉促進に関する助言を考慮するとともに、特に次の点に留意し、〇〇〇〇〇〇について平成23年〇月中旬をめどに精力的に団体交渉を行い、解決を図るよう格段の努力をすること。

- 1 労使双方は、団体交渉に際して、交渉の目的及び対象を事前に明らかにすること。
- 2 労使双方は、団体交渉に際して、自らの主張の根拠を明らかにして説明するとともに、相手方の主張に対してもこれを傾聴し、即答が困難な事項については回答の期限を明らかにするなどして、議論の進展が図られるようにすること。
- 3 労使双方は、団体交渉に際して、交渉の経過及び要点を記載した議事録の作成等により、交渉において合意に至った事項及び合意に至っていない事項を具体的に明らかにし、これを確認すること。

第5章 労働争議の実情調査と 争議行為予告通知

1 概 況

(1) 労働争議の実情調査

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく新規の労働争議の実情調査件数は15件で、昨年より1件少なかった。

調査開始事由は、労働関係調整法第37条の規定による公益事業の争議行為予告通知に基づくものが15件であった。また調査の終結事由は、自主解決によるものが14件で、翌年に繰越されたものが1件であった。

(2) 争議行為予告通知

労働関係調整法第37条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知の件数は28件で、昨年と同数であった。

予告通知者を業種別にみると、航空業が最も多く7件で、次いで病院業が6件、道路貨物業が5件、陸上旅客業が4件、港湾業が3件、通信業が2件、電力業が1件であった。

2 労働争議実情調査一覧

番号	事 件 名	交渉地 (市町村)	調 査 事 項	調 査 始 日 開 月 日	調 査 結 日 終 月 日	終 結 事 由
1	鳥取医療生協争議	鳥取市	一時金等	3. 4	4.11	解決
2	因伯通運争議(建交労)	鳥取市	賃上げ等	3. 4	4.25	解決
3	因伯通運争議(運輸労連)	鳥取市	賃上げ等	3. 4	4.25	解決
4	医師会立三朝温泉病院争議	三朝町	一時金等	3. 4	6.22	解決
5	日ノ丸自動車争議	鳥取市	賃上げ等	3.11	3.29	解決
6	日ノ丸西濃運輸争議(建交労)	鳥取市	賃上げ等	4.13	4.19	解決
7	境港海陸運送争議	境港市	夏期一時金	5.26	6.15	解決
8	鳥取医療生協争議	鳥取市	冬季一時金	10. 7	12. 7	解決
9	医師会立三朝温泉病院争議	三朝町	冬季一時金	10. 7	12. 7	解決
10	済生会境港総合病院争議	境港市	年末一時金等	10.21	11. 4	解決
11	日ノ丸西濃運輸争議(建交労)	鳥取市	福利厚生	10.21		継続
12	因伯通運争議(建交労)	鳥取市	賃上げ等	10.21	12. 7	解決
13	境港海陸運送争議	境港市	冬期一時金	11. 4	11. 4	解決
14	因伯通運争議(運輸労連)	鳥取市	賃上げ等	11. 4	12. 7	解決
15	日ノ丸自動車争議	鳥取市	福利厚生	11. 4	12. 7	解決

3 争議行為予告通知一覧

番号	通知者		受付 労委	交渉事項	受付 月日	争議 行為 予告 日	備 考
	名称	所在地 (都道府県)					
1	全日本空輸 乗員組合	東京	中労委	大阪基地廃止に関する 要求	1.25	2.5	
2	国鉄労働組合	東京	中労委	賃上げ等	2.15	3.1	西日本米子地方 本部(国労)
3	エアーニッポン 乗員組合	福岡	福岡	安全運航等	2.15	3.2	
4	全日本建設交運 一般労働組合	東京	中労委	春闘及び夏 季一時金等	2.23	3.9	因伯通運分会 日ノ丸西濃運輸 分会
5	全日本空輸 乗員組合	東京	中労委	賃金に関する 要求等	2.24	3.7	
6	全国電力関連産業 労働組合総連合	東京	中労委	賃上げ等	2.28	3.11	中国電力労働組 合
7	日本トランスオーシャン 労働組合	沖縄	沖縄	年間一時金 等	2.28	3.12	
8	全国労災病院 労働組合	東京	中労委	賃上げ等	3.1	3.16	山陰労災支部
9	全日本建設交運 一般労働組合	東京	中労委	賃上げ等	3.2	3.17	因伯通運労働組 合
10	エヌ・ティ・ティ 労働組合	東京	中労委	賃上げ等	3.2	3.15	
11	全日本港湾労働組合 日本海地方本部	新潟	新潟	賃上げ等	3.7	3.15	境港支部
12	全日本運輸産業 労働組合連合会 全国鉄道本部	東京	中労委	賃上げ等	3.8	3.18	西日本米子地方 本部(建交労鉄 道)
13	情報産業労働組合 連合会KDDI 労働組合	東京	中労委	賃上げ等	3.9	3.19	
14	日本私鉄労働組合 総連合会	東京	中労委	賃上げ等	3.9	3.20	日ノ丸自動車支 部
15	全済生会 労働組合	東京	中労委	賃上げ等	3.23	4.5	境港病院支部

番号	通知者		受付 労委	交渉事項	受付 月 日	争議 予月 議為 告日	備 考
	名 称	所在地 (都道府県)					
16	全 済 生 会 労 働 組 合	東 京	中労委	夏期一時金 等	5. 6	5.17	境港病院支部
17	全 国 労 災 病 院 労 働 組 合	東 京	中労委	夏期一時金 等	5.23	6. 3	山陰労災支部
18	全日本港湾労働組合 日本海地方本部	新 潟	新 潟	夏期一時金 等	5.26	6 7	境港支部
19	全日本運輸産業 労働組合連合会	東 京	中労委	一時金等	6. 6	6.17	因伯通運労働組 合
20	ANAグループ 乗員組合	福 岡	福 岡	安全運航等	9. 2	9.20	
21	日本トランスオーシャン 労働組合	沖 縄	沖 縄	人事賃金制 度改定等	9.22	10. 4	
22	全 国 労 災 病 院 労 働 組 合	東 京	中労委	年末一時金	10. 3	10.17	山陰労災支部
23	全日本建設交運 一般労働組合	東 京	中労委	年末一時金	10.20	11. 1	因伯通運分会 日ノ丸西濃運輸 分会
24	全 済 生 会 労 働 組 合	東 京	中労委	年末一時金 等	10.22	11. 2	境港病院支部
25	全日本港湾労働組合 日本海地方本部	新 潟	新 潟	冬期一時金 等	10.25	11.18	境港支部
26	全 日 本 空 輸 乗 員 組 合	東 京	中労委	合併問題等	11. 1	11.12	
27	全日本運輸産業 労働組合連合会	東 京	中労委	一時金等	11. 4	11.18	因伯通運労働組 合
28	日本私鉄労働組合 総連合会	東 京	中労委	労使協議の 設置等	11.16	11.27	日ノ丸自動車支 部

第6章 個別労働関係紛争への対応

1 労働相談

(1) 対応状況

労働相談会における労働相談を含め、平成23年における対応状況は以下のとおりである。

件数 (重複集計)	相談内容 (重複集計) [回]				
	経営又は 人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間等)	職場の 人間関係 (嫌がらせ等)	その他
470	124	81	138	73	54
件数 (実数集計)	対応状況 (実数) [件]				
	助言	法令の説明	あっせん 制度説明	他機関紹介	
274 (相談会25件を含む)	191	19	32	32	

(2) 定期相談会

労働委員会の労働相談をPRして「労使ネットとっとり」の周知を図るとともに、平日における高度専門的な相談を希望する県民等に配慮し、労働問題に詳しい労働委員会の公労使の委員各1名が3名1組で直接助言を行う定期労働相談会を開催した。

実施日	相談対応者
1月12日(水)	(公)濱田委員、(労)田村委員、(使)宮城委員
2月9日(水)	(公)太田会長、(労)竹内(克)委員、(使)山本委員
3月9日(水)	(公)吉谷委員、(労)竹内(篤)委員、(使)川口委員
4月13日(水)	(公)太田会長、(労)本川委員、(使)稲井委員
6月8日(水)	(公)吉谷委員、(労)池内委員、(使)和田委員
7月13日(水)	(公)河本会長代理、(労)五十嵐委員、(使)和田委員
9月14日(水)	(公)河本会長代理、(労)安養寺委員、(使)和田委員
10月12日(水)	(公)濱田委員、(労)小椋委員、(使)宮城委員
11月9日(水)	(公)石黒委員、(労)本川委員、(使)江尻委員
12月14日(水)	(公)吉谷委員、(労)池内委員、(使)奥村委員

※原則、毎月1回、毎週第2水曜日(定例総会終了後)の午後3時30分～5時に、前日までの予約制により開催

(3) 日曜相談会

労働委員会の労働相談をPRして「労使ネットとっとり」の周知を図るとともに、平日における相談が困難な県民等に配慮し、労働問題に詳しい労働委員会の委員が直接助言を行う日曜労働相談会を開催した。なお、6月、10月いずれも県中小企業労働相談所（みなくる鳥取・倉吉・米子）、日本司法支援センター鳥取地方事務所（法テラス鳥取）と共催した。

ア 6月

東	日	時	平成23年6月26日（日） 午前10時から午後3時まで
	会	場	鳥取市高齢者福祉センター（鳥取市富安2丁目）
	部	相談対応者	(労)池内委員、(使)宮城委員
中	日	時	平成23年6月26日（日） 午前10時から午後3時まで
	会	場	県立倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町）
	部	相談対応者	(公)濱田委員、(使)稲井委員
西	日	時	平成23年6月26日（日） 午前10時から午後3時まで
	会	場	県立消費生活センター（米子市末広町）
	部	相談対応者	(公)太田会長、(使)五十嵐委員

イ 10月

東	日	時	平成23年10月2日（日） 午前10時から午後3時まで
	会	場	県民ふれあい会館（鳥取市扇町）
	部	相談対応者	(労)五十嵐委員、(使)宮城委員
中	日	時	平成23年10月2日（日） 午前10時から午後3時まで
	会	場	県立倉吉未来中心（倉吉市駄経寺町）
	部	相談対応者	(公)濱田委員、(労)本川委員
西	日	時	平成23年10月2日（日） 午前10時から午後3時まで
	会	場	米子市福祉保健総合センターふれあいの里（米子市錦町1丁目）
	部	相談対応者	(公)石黒委員、(使)奥村委員

(4) 12時間労働相談

6月10日が「ろうどう」と語呂合わせできることにちなみ、同日を「労使ネットとつとりの日」と定めるとともに、同日を含む6月6日から6月10日までの1週間、平日の開庁時間内に相談することが困難な県民等に配慮し、フリーダイヤルによる相談時間を午前8時から午後8時までの12時間に延長した。

12 時 間	日 時	平成23年6月6日(月)から6月10日(金)まで 午前8時から午後8時までの12時間
	会 場	労使ネットとっとり(県庁第二庁舎7階 労働委員会事務局内)
	相談対応者	事務局職員

2 労働委員会のPR

平成21年から鳥取県をはじめとする各都道府県の労働委員会及び中央労働委員会は、「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間を創設し、同制度の一層の利用拡大を図っている。平成23年は全労委共通キャッチフレーズ「ご存じですか?労働委員会 ~雇用のトラブル まず相談~」を採用し、10月を同月間として全国一斉に「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知・広報活動を実施した。

同月間を含め、鳥取県労働委員会は、「個別労働関係紛争処理制度」及び「労使ネットとっとり」に係る周知・広報活動を次のとおり行った。

(1) 街頭リーフレット・ティッシュ配布

集客施設の来場者に対し、「個別労働関係紛争処理制度」紹介リーフレットや労働委員会の連絡先を記載したカードの入ったティッシュペーパーを配布し、「労使ネットとっとり」の周知を図った。なお、6月、10月いずれも一斉配布の実施に当たっては、県商工労働部雇用人材総室及び県中小企業労働相談所(みなくる鳥取・倉吉・米子)と連携した。

東 部	日 時	平成23年6月26日(日) 午前9時から9時30分まで
	会 場	鳥取駅前サンロード(いなばのお袋市開催会場)(鳥取市)
	配 布 者	(労)池内委員、(使)宮城委員、事務局職員
中 部	日 時	平成23年6月26日(日) 午前11時から午後1時まで
	会 場	県立倉吉未来中心(倉吉市駄経寺町)
	配 布 者	(公)濱田委員、(使)稲井委員、事務局職員
西 部	日 時	平成23年6月26日(日) 午前9時から11時まで
	会 場	イオン米子駅前店(米子市末広町)
	配 布 者	(公)太田委員、(労)五十嵐委員、事務局職員
東 部	日 時	平成23年10月1日(日) 午前10時30分から正午まで
	会 場	イオン鳥取北ショッピングセンター(鳥取市晩稲)
	配 布 者	(労)池内委員、(使)宮城委員、事務局職員、トリビー着ぐるみ ※全国豊かな海づくり大会キャラバン隊(ととリン着ぐるみ)

中部	日 時	平成23年10月1日(日) 午前10時30分から正午まで
	会 場	パープルタウン(倉吉市山根)
	配 布 者	(公)濱田委員、(使)和田委員、事務局職員
西部	日 時	平成23年10月1日(日) 午前10時30分から正午まで
	会 場	イオン日吉津ショッピングセンター(西伯郡日吉津村日吉津)
	配 布 者	(公)太田会長、(労)安養寺委員、事務局職員

(2) 協力要請

公労使関係団体、相談窓口等の県内関係機関に対し、「個別労働関係紛争処理制度」への協力を要請した。

(3) 労働セミナーの共催

労働者、事業主、人事労務担当者、労務管理に関心のある者等を対象として、日曜労働セミナー「職場のトラブル対処法～解雇・賃金未払い・パワハラ」の労働相談の現状と解決事例～を県中小企業労働相談所(みなくる鳥取・倉吉・米子)と共催した。

日 時	平成23年10月8日(土) 午前10時30分から正午まで
会 場	倉吉未来中心 セミナールーム2(倉吉市駄経寺町)
講 演 者	新 麗子(県中小企業労働相談所みなくる倉吉 労働・雇用相談員) 「労働相談の現状と対処法」
演 題	竹本 英雄(鳥取県労働委員会事務局長) 「個別労働関係紛争あつせんの概要と事例」
受 講 者	17名

日 時	平成23年10月15日(日) 午前10時30分から正午まで
会 場	県立図書館 大研修室(鳥取市尚徳町)
講 演 者	塚田 和喜(県中小企業労働相談所みなくる 管理運営マネージャー) 「労働相談の現状と対処法」
演 題	竹本 英雄(鳥取県労働委員会事務局長) 「個別労働関係紛争あつせんの概要と事例」
受 講 者	46名

日 時	平成23年10月15日（日）午前10時30分から正午まで
会 場	米子コンベンションセンター 第3会議室（米子市末広町）
講 演 者	濱田 國秀（県中小企業労働相談所みなくる米子 労働・雇用相談員） 「労働相談の現状と対処法」
演 題	佐々木 登美雄（鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長） 「個別労働関係紛争あっせんの概要と事例」
受 講 者	30名

（4）出前説明会の実施

鳥取県商工会議所連合会や鳥取県経営者協会が開催する研修会に事務局職員を派遣し、各団体に所属する経営支援専門員や各企業の労務担当者を対象に出前説明会を実施した。

日 時	平成23年10月14日（金）午後2時10分から3時30分まで
会 場	北栄町商工会館（東伯郡北栄町由良宿）
研 修 名	鳥取県商工会議所連合会主催・平成23年度県内経営支援専門員等研修会 「社会保険ならびに労働保険研修」
講 演 者 演 題	竹本 英雄（鳥取県労働委員会事務局次長） 「労使紛争の事例説明」
受 講 者	59名

日 時	平成23年12月15日（木）午後4時から5時30分まで
会 場	対翠閣（鳥取市富安1丁目）
研 修 名	社団法人鳥取県経営者協会主催・研修会 「平成23年12月労務担当者会議」
講 演 者 演 題	竹本 英雄（鳥取県労働委員会事務局次長） 「個別労働関係紛争あっせんの概要と事例」
受 講 者	17名

3 個別労働関係紛争あっせん事件

平成23年中の新規申請は23件で、すべて労働者からの申請であり、終結が21件、次年への繰越が2件であった。終結区分は解決12件、関与解決3件、取下げ3件、打切り3件であった。

なお、次の集計のうち、あっせん内容及び終結処理区分は、当該年に新規受付した事件についてのものである。

(1) 取扱件数

	取 扱 件 数			処 理 状 況	
	前年繰越	本年新規	計	本年終結	次年繰越
14年	—	1	1	1	—
15年	—	12	12	12	—
16年	—	9	9	9	—
17年	—	9	9	9	—
18年	—	17	17	17	—
19年	—	19	19	17	2
20年	2	19	21	20	1
21年	1	34	35	35	—
22年	—	22	22	20	2
23年	2	23	25	23	2
計	—	165	—	163	—

(2) 申請区分

	労働者	使用者	双方	計
14年	1	—	—	1
15年	12	—	—	12
16年	9	—	—	9
17年	9	—	—	9
18年	17	—	—	17
19年	19	—	—	19
20年	19	—	—	19
21年	34	—	—	34
22年	22	—	—	22
23年	23	—	—	23
計	165	—	—	165

(3) あっせん内容区分

(重複集計)

	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払い等)	労働条件等 (勤務時間等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
14年	1	1	0	0	0
15年	8	8	2	1	1
16年	3	8	3	0	3
17年	7	6	1	1	2
18年	8	8	5	2	3
19年	10	7	5	0	5
20年	14	8	2	3	1
21年	18	13	12	6	2
22年	15	11	2	5	2
23年	17	8	6	4	2
計	101	78	38	22	21

(4) 終結処理区分

		終 結 区 分					係 属 中
		解 決	取下げ (関与解決)	取 下 げ	打 切 り	不 開 始	
14年	件 数				1		—
(1件)	構成比				100%		—
15年	件 数	5	2	1	4		—
(12件)	構成比	42%	17%	8%	33%		—
16年	件 数	6	1		2		—
(9件)	構成比	67%	11%		22%		—
17年	件 数	5	1		3		—
(9件)	構成比	56%	11%		33%		—
18年	件 数	10	1		6		—
(17件)	構成比	59%	6%		35%		—
19年	件 数	7	3	3	3	3	—
(19件)	構成比	36%	16%	16%	16%	16%	—
20年	件 数	12		1	3	3	—
(19件)	構成比	63%		5%	16%	16%	—
21年	件 数	17	3		4	10	—
(34件)	構成比	50%	9%		12%	29%	—
22年	件 数	11		2	8	1	—
(22件)	構成比	50%		9%	36%	5%	—
23年	件 数	11	3	4	3		2
(21件)	構成比	53%	14%	19%	14%		—
計	件 数	84	14	11	37	17	2
(163件)	構成比	52%	9%	6%	23%	10%	—

(5) あっせん事件一覧

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始 日	終 結 日 終結区分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせん員
22-17	H22. 8.27 労働者	パワハラ及びセク ハラに対する慰謝 料請求ほか	H22. 9.9	3. 打切り	31 -	219日	(公)石黒 (労)田村 (使)山本
22-22	H22. 12.2 労働者	解雇理由の説明並 びに慰謝料及び休 業補償の請求ほか	H22. 12.10	1. 解決	161回	46日	(公)松田 (労)池内 (使)稲井
23-1	1.17 労働者	離職理由変更及び 雇用保険給付制限 期間の生活補償	2.2	2.9 解決	1回	24日	(公)河本 (労)田中 (使)川口
23-2	2.3 労働者	退職に関する話し 合い	2.10	2.28 解決	2回	26日	(公)吉谷 (労)池内 (使)川口
23-3	3.10 労働者	年次有給休暇及び 傷病手当金の補償 に関する話し合い	3.28	4.9 打切り	1回	31日	(公)石黒 (労)池内 (使)奥村
23-4	4.4 労働者	傷病等に対する損 害賠償の請求	4.15	6.3 打切り	1回	61日	(公)太田 (公)相澤 (労)本川 (使)稲井
23-5	5.6 労働者	解雇の撤回	6.1	9.21 解決	3回	139日	(公)濱田 (労)小椋 (使)宮城
23-6	5.30 労働者	職場環境の改善	6.27	8.5 解決	3回	68日	(公)石黒 (労)小椋 (使)和田
23-7	5.30 労働者	職場環境の改善	-	6.21 取下げ	-	23日	-
23-8	6.28 労働者	未払賃金の請求及 び退職に関する話 合い	6.29	8.18 関与解決	-	52日	(公)吉谷 (公)竹本 (労)安養寺 (使)宮城
23-9	6.30 労働者	雇止めの撤回	7.11	7.29 取下げ	-	30日	(公)太田 (労)本川 (使)江尻
23-10	7.1 労働者	採用内定の取消に 対する補償	7.27	8.28 解決	1回	59日	(公)松田 (労)小椋 (使)奥村

事件 番号	申請日 申請者	あっせん事項	開始 日	終 結 日 終 結 区 分	あっ せん 回数	処理 日数	あっせん員
23-11	7.11 労働者	退職に関する話合 い	7.13	8.5 解 決	3回	26日	(公)石黒 (労)小椋 (使)和田
23-12	7.19 労働者	休業補償の請求ほ か	7.29	9.20 解 決	2回	64日	(公)石黒 (労)本川 (使)奥村
23-13	7.27 労働者	賞与の請求	8.1	8.19 関与解決	—	24日	(公)松田 (労)池内 (使)稲井
23-14	7.29 労働者	解雇の撤回	8.12	8.27 解 決	1回	30日	(公)吉谷 (労)五十嵐 (使)和田
23-15	9.9 労働者	退職に関する話合 い	—	10.5 取下げ	—	27日	—
23-16	9.20 労働者	解雇の撤回	9.30	10.28 解 決	1回	39日	(公)石黒 (労)小椋 (使)奥村
23-17	9.30 労働者	退職に関する話合 い	10.6	11.4 打切り	2回	36日	(公)河本 (労)安養寺 (使)和田
23-18	10.4 労働者	退職金の請求	11.14	12.21 関与解決	2回	79日	(公)太田 (労)池内 (使)江尻
23-19	10.27 労働者	退職の撤回及び休 職に関する話合い	11.1	次年繰越			(公)濱田 (労)小椋 (使)宮城
23-20	11.1 労働者	解雇の撤回	—	11.8 取下げ	—	8日	—
23-21	11.7 労働者	退職に関する話合 い	11.17	11.29 解 決	1回	23日	(公)石黒 (労)本川 (使)奥村
23-22	11.8 労働者	勤務日数の確保及 び未払賃金の請求	11.17	12.16 解 決	2回	39日	(公)松田 (労)五十嵐 (使)稲井
23-23	12.14 労働者	解雇に伴う損害賠 償請求及び謝罪		次年繰越			(公)吉谷 (労)安養寺 (使)和田

第7章 講演概要

1 第78回九州労働委員会連絡協議会研修会会長講演

演題：「労使ネットとっりの挑戦」～利用者に直接届く取組みを通して～

講師：鳥取県労働委員会会長 太田 正志

日時：平成23年5月19日（木）午後3時10分～4時40分

会場：長崎全日空ホテルグラバーヒル「グラバーホールB」



鳥取県労働委員会会長の太田です。平成11年に公益委員に任命され、平成13年から会長を務め5期10年になります。本日は九州労働委員会連絡協議会の講演にお招きいただきありがとうございます。

鳥取県労働委員会における個別労働関係紛争あっせんの取組みの経験についてのご依頼でしたので、演題の「労使ネットとっりの挑戦」～利用者に直接届く取組みを通じて～という形で話をさせていただくことにしました。

本日の話の流れとしては、まず（1）労使紛争処理の現状と認識について、（2）鳥取県の個別労働紛争処理制度、現在どうしているのかということ、それに至る過程、（3）労使ネットとっりを創設した経緯、（4）今後の展開と課題という順序でお話をしたいと思います。



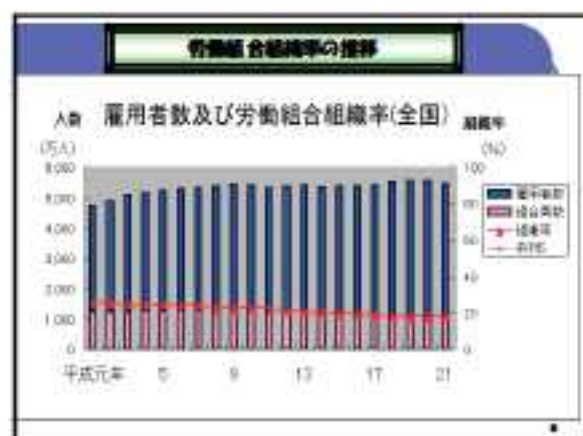
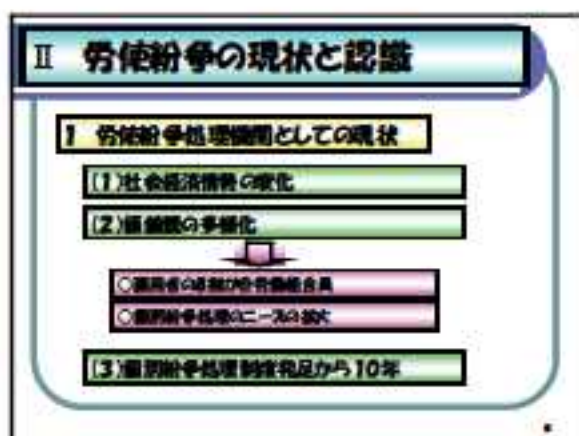
最初に、鳥取県の労使紛争処理の実情を理解していただくための前提として、簡単に鳥取県の概要及び特徴を紹介したいと思います。鳥取県は東西に約120キロメートル、南北20キロメートルないし50キロメートル、面積は3,500平方キロメートルで、全国47都道府県のうち第41位で下位の方です。それから人口は全県下で約59万人しかおりません。全国では第47位ですので最下位（最少）ということです。市町村数は19市町村で、県庁所在地は鳥取市です。市は鳥取市、米子市、倉吉市、境港市の4つで、あとは町村です。

次に、これが鳥取県の形ですが、東部地域は、県庁所在地の鳥取市を中心に1市4町で構成され、人口は24万人です。それから西部地域が、米子市を中心として、境港市と2市6町村で構成され、人口は24万人です。それから中部地域が、倉吉市を中心に1市4町で構成され、人口は11万人です。つまり鳥取県というところは、人口が少ないですが、バランスよく東部・中部・西部地域と配備されております。何かをやるにしても、鳥取、倉吉、米子それぞれが中心がありますので、この東中西に分かれて、バランスよく行事をやらないといけないというような県民性や県政・市政があります。



鳥取県の経済的な状況ですが、1人当たりの給与所得は月約28万円が少ない方です。それから就業率は全体で58.4%と全国で第12位です。また女性の就業率が高く、全国で第6位です。ところが、雇用保険受給率も3.0%で、全国第2位。つまり働く場は少ないですが、男女とも就業率が結構高く、一生懸命働く県民性です。

県民性は全体的に誠実で粘り強く、東部地域は、鳥取市が城下町ですので保守的で、西部地域は、商売上手で開放的です。これは米子市は山陰の大阪と言われていまして、山陰の周辺では、食い詰めたら米子に行けという言葉があるぐらいです。それから女性は地域を問わず、男性に比べ積極的な土地柄です。就業率も高いです。



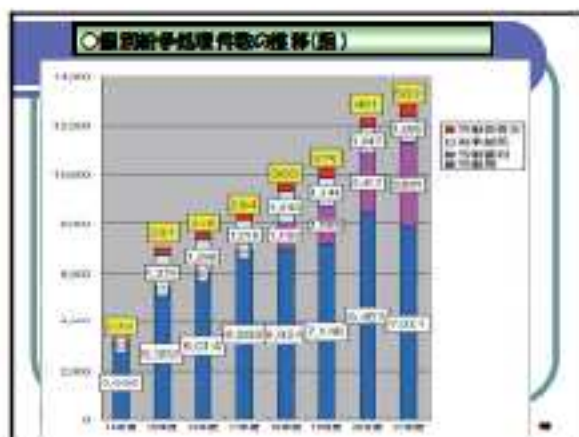
次に労使紛争の現状と認識についてお話しします。近年の労使関係や雇用関係などの社会情勢から労働委員会制度や労使紛争処理制度を取り巻く現状の認識については、これまでも全国労働委員会等で学者の方がご指摘されているところであります。

つまり、近年の労働環境を取り巻く状況は、経済のグローバル化やバブル経済崩壊後の低成長などによる社会情勢の変化、あるいは国民の価値観や意識の多様化などを背景に、労働市場や雇用形態などをはじめ大きく変化してきております。それを背景に労働組合の推定組織率は戦後まもなくから低下傾向にあります。平成15年には20%を切り、平成22年の調査によれば18%となっております。このことは視点を変えますと、約5,500万人といわれる雇用者のうち、その約8割以上の4,500万人が労働組合に加入していないという状況ですので、労使問題も労使紛争も結局は組合を通してではなく、個人を通して出てくると、顕在化してくるというような情勢になっていることは、いろいろな場面で指摘されているところであります。

そこで、このような情勢を踏まえて、労働委員会も個別紛争処理制度をつくっていかうというふうに、平成13年にスタートしてから10年が経過しました。

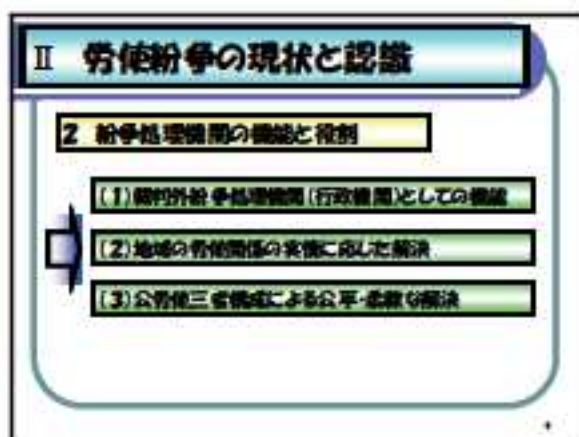
労働組合の組織率の推移を見ますと、平成元年から平成21年まで雇用者数は横ばい、ないし若干増えておりますが、組合員の数はずっと減り続けています。組織率も現在20%を切っているという状況です。

そのような事情を背景にして、平成13年10月には行政サービスとしての個別紛争処理制度が発足し、多くの労働委員会がその処理の役割を担うことを選択して10年が経っております。これはもともとは平成13年、2001年から個別労働紛争の解決の促進に関する法律が施行され、それに基づいて労働局が個別紛争を相談・あっせんという形で取り扱うようになり、それと同時期に労働委員会もその処理の役割を担うことを選択しました。



個別紛争処理件数の推移をみますと、(棒グラフの)青い部分が労働局のあっせんの件数です。黄色の数値の枠で示しているのが労働委員会の取扱件数です。それから紫色の部分は、平成18年からスタートしました労働審判の取扱件数です。取扱件数を、平成21年までみてみますと、労働局のあっせん件数が7,821件で、労働審判が3,531件です。労働委員会の取扱件数は増えてはきておりますが、その増えている絶対数と、

それから率とも極めて緩慢であることを示しています。この白い枠のところの数字は、都道府県の中でも、東京とか大阪とか福岡とか、知事部局が個別の相談とかあっせんをしている数を示していますが、この件数が1000件で、労働委員会の500件と加えても約1,500件から1,600件ぐらいです。それぐらいですので、全体の数からいうと10%の割合ですので、労働委員会が確たる地位を占めているというふうには言えない状況だと思います。



次に、紛争処理機関の機能と役割ということですが、労働委員会がどのような紛争処理機関としての機能と役割を担っているかといいますと、労働委員会は裁判外の紛争処理機関(ADR)であります。それから自治事務としての都道府県労働委員会ですので、地域の労使関係の実情に即した解決を期待されております。それから、公労使三者構成による公平、柔軟な解決ということも期待されているところです。労働委員会は住民に身近な公共サービスを提供する使命と役割を担う行政機関の一つであるという観点に立てば、住民に対して絶えず良質な行政サービスを提供しているということが、この個別紛争処理の関係では言いがたいのではないかと。労働委員会の三者構成の優れた機能や役割がまだまだ潜在化しているのではないかと。いうふうなことが言えると思います。

この個別労使紛争に関与している労働審判、労働局の個別あっせん、労働委員会の個別あっせんの3つを比べてみますと、まず労働審判におきましては、紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決を図ることを目的とするというふうに労働審判法第1条に記載してあります。

労働局につきましては、個別労働関係紛争解決促進法の第1条に、紛争についてその実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする、というふうになっております。

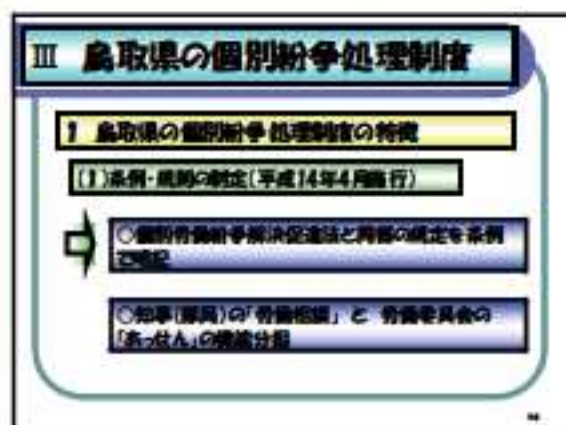
労働委員会の個別あっせんですが、これについても迅速がモットーとされることは間違いありません。労働委員会の個別あっせんの法的根拠は、個別労働関係紛争解決促進法の最後の方の条項（第20条）で、地方公共団体は地域の実情に応じ、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するというような形でしかありません。労働委員会として、個別あっせんに手を挙げた以上は、どのような形でやっていくのかということ、各労働委員会の価値観の置き方によって実は違っていきまして、鳥取県の場合は条例ですが、九州の各県につきましては、多分要綱とか規則とかでやっているというふうに思います。ただ、どこにおいても迅速性が問われることは間違いのないところです。

○各制度における事件処理日数の状況

	労働委員会によるあっせん			労働局によるあっせん			労働審判			労働裁判		
	1ヶ月以内	1ヶ月超	2ヶ月超	1ヶ月以内	1ヶ月超	2ヶ月超	1ヶ月以内	1ヶ月超	2ヶ月超	1ヶ月以内	1ヶ月超	2ヶ月超
1府県	21%	23%	7%	33%	34%	33%	41%	27%	32%	-	-	-
2府県	11%	11%	8%	10%	14%	15%	14%	15%	7%	-	-	-
3府県	21%	24%	10%	17%	14%	15%	15%	15%	7%	-	-	-
4府県	14%	24%	16%	15%	12%	15%	13%	13%	14%	-	-	-
5府県	10%	10%	6%	10%	12%	10%	12%	10%	11%	1%	10%	11%
6府県	10%	11%	3%	11%	11%	10%	12%	10%	7%	2%	11%	10%
7府県	11%	10%	11%	10%	14%	11%	11%	10%	7%	1%	11%	11%
8府県	10%	10%	14%	11%	11%	11%	10%	11%	11%	1%	11%	11%

そこで、各制度における事件処理日数の状況について、1カ月以内に解決している件数を見ますと、労働委員会では約半分、46.9%で、労働局のあっせん処理日数よりも若干多い。それから労働審判においては、3回の期日ということになっておりますので、1カ月以内で終わるのは少ないようです。2カ月を超えるのが60%ぐらいはあるというような現状です。ちなみに都道府県の労働主管部局のあっせん、東京、大阪、福岡です

が、これは圧倒的に早いです。組織的なものというよりは簡易な手続でやっておられるようですので、圧倒的に早いです。



次に鳥取県の個別紛争処理制度の特徴についてですが、まず1点目は、先ほどお話ししたように、鳥取県は個別あっせん制度をスタートするに当たって、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例及び施行規則をつくってスタートしております。条例に基づいて紛争処理を実施している都道府県は、他に広島県と岩手県があり、それから3番目が鳥取県でした。当時、鳥取県知事は今の総務大臣の片山知事でありまして、私の方で個別紛争について条例でス

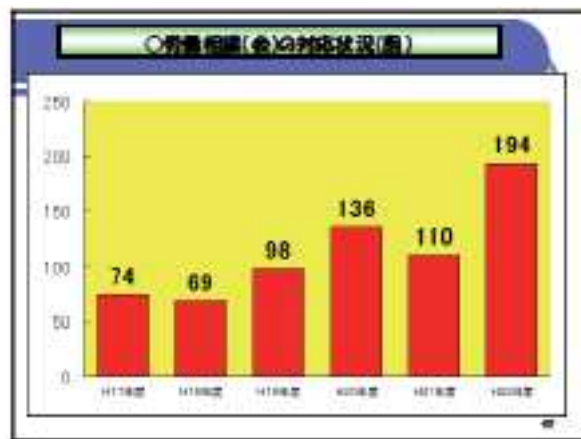
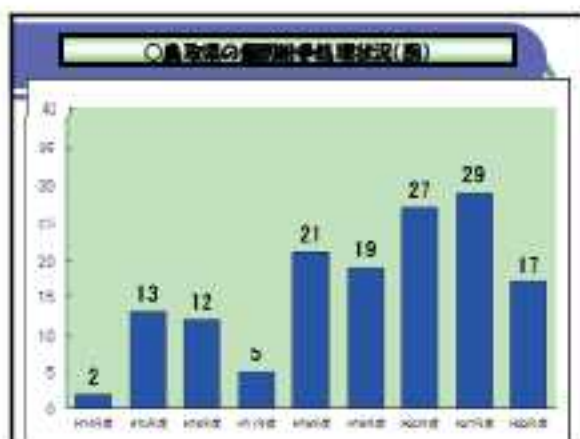
スタートしたいというお話をしたときに、全国ではどうなっているかと聞かれまして、まだ広島県と岩手県しかありませんと言ったら、すぐ条例を作ろうと言ってくださり、知事提案の条例でスタートしました。そのときの副知事も相談されて、そのときの副知事が今の現鳥取県知事の平井知事です。鳥取県が個別紛争処理を自治事務として主体的に取り組んでいく姿勢を県民に明示したということです。

なぜ条例なのかということにつきましては、自治事務として主体的に取り組んでいく姿勢を示すということと、それから権利義務に関するものはやはり条例で定めないといけないということです。要綱や規則にすぎないということになりますと、もう一方では個別労働関係紛争解決促進法しかありませんので、そこでは、地方公共団体は努力義務としてのものしか記載されておりません。いわば、個別紛争のあっせん制度をいつやめたということも、議会を通さずにできるということになってしまいますので、やはり条例で県民にきちんと示して、それをやっていくんだということで、条例でぜひ根拠を持つことが必要なのではないかと思われまます。それからスタートしたときには、相談は知事部局で、あっせんは労働委員会というふうな棲み分けがございましたが、平成17年からは労働相談につきましても、労働委員会も知事からの委任を受けてやれるようにしてもらって、それからあっせんの件数が伸びたということもあります。

2点目として、鳥取県としては、現地主義というものを特徴として持っております。原則として当事者の所在地または住所がある地域、先ほど示した東中西の3地域に出向いて実情調査、あっせん、労働相談を実施しております。

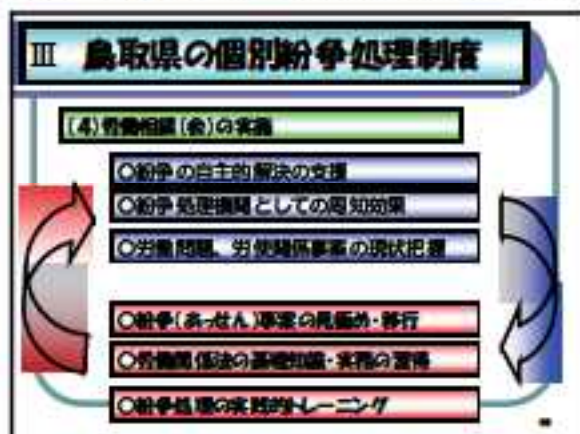
3点目として、委員の選任も地域バランスに配慮した選任をしております。東中西にバランスよく委員、それからあっせん員も配置されておりますし、委員の男女構成も、4割は女性でバランスのとれたものになっています。各側委員の5名中2名は女性で、これは平成13年以来ずっとそうです。個別紛争あっせん事件の統計をとってみても、申請者の4割は女性でした。それから労働相談の約6割は女性です。そうしますと、申請者のものの考え方や、相談者のものの考え方、心情を理解しやすい女性の委員やあっせん員の存在が、その紛争の実情に即した柔軟な解決に寄与している面があるのではないかと思います。5名中2名ずつ女性がいらっしゃると、やわらかな雰囲気になって非常にいいですし、解決にもその方が即しているのではないかと思います。

次に、鳥取県の個別労使紛争処理状況（図）です。最初のスタート時は2件とか13件とかで、平成17年度にいたっては5件ぐらいでしたけど、だんだんいろいろ力を入れているうちに件数が伸びてきたという状況です。



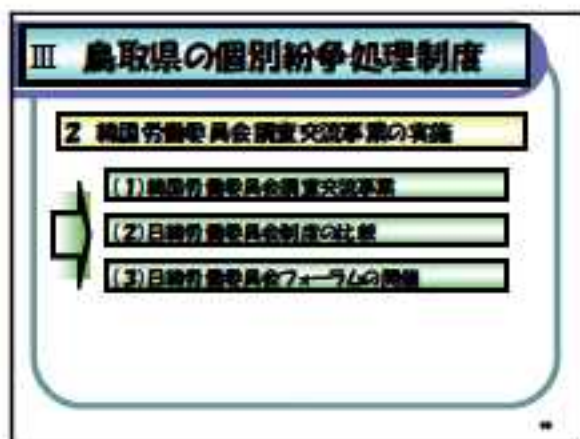
それから労働相談の対応状況(図)ですが、これは平成17年から労働委員会が労働相談も実施するようになって以降の労働相談の件数です。これについてもずっと件数が伸びておりまして、平成22年度では200件弱というふうになっております。

それから、労働相談会を積極的にやっております。労働相談がなぜ良いかといいますと、紛争の自主的解決の支援になりますし、紛争処理機関としての労働相談会をやりますよという周知効果があります。それから、労働問題とか労使関係の事案の現状が把握できます。これは相



談を受ける側の問題として、相談を受けることによって紛争事案なのか、相談で終わる事案なのかの見極めができるようになりますし、相談されるたびに答えられなければ、勉強しないといけないので、労働関係紛争の基礎知識、実務の習得も促進されます。それから紛争処理の実践的トレーニングにもなるということで、さらにこういうことをすることによって紛争の自主解決の支援にもなるしというような、いい循環に結びついていくの

ではないかというふうに思っております。もちろんきちんとした研修は必要ですが、こういうことを通じて解決が促進されるというふうに思います。



このような積極的な取り組みをするに至った背景の1つに、鳥取県労働委員会が韓国の労働委員会との調査交流を平成20年に実施したということがあります。これは日本と韓国の労働委員会制度は同じような制度としてスタートしながら、韓国の労働委員会の取扱件数は圧倒的に多く、その処理スピードは速いという状況です。同じような体制でスタートしながら、なぜそうなんだろうと

いうことを常々不思議に思っておりまして、そういう調査交流を実施したいというふうに知事部局の方に申し出ておりましたら、行ってもいいということになった時期が平成20年2月でした。

公労使ほとんどの委員が参加して、鳥取県と交流をしている韓国江原道にある江原地方労働委員会に行きました。鳥取県の地勢から言いますと、米子から飛び立ちますと実際にはソウルは東京より近いです。それから円高といますか、ウォン安といますか、案外費用はかからないのではないかと思います。

この調査交流は、以前から計画をして何回も行こうとしたんですが行けなくて、実現しそうになったら、竹島問題というのが勃発しまして、ただだめかと思いましたが、ようやく平成20年2月に来てもいいということで行かせてもらいました。そのときの調査の際には、福岡県労委の野田会長にもご同行願ひ、多くの貴重なアドバイスをいただきました。ちょうどこの時期は、労働組合法の大改正に伴って迅速化、的確化が叫ばれていた時期ですし、個別労使紛争処理においても労働審判制度がスタートして、労働委員会としても迅速かつ適切な処理をどのようにして実践していくのかについて、重要なテーマでもあった時期です。

平成20年は、2月に韓国労働委員会の調査交流事業をし、日韓労働委員会制度の比較をして、10月には日韓労働委員会フォーラムを開催いたしました。

韓国労働委員会調査交流事業の写真



これは韓国の江原地方労働委員会に訪問したときの写真です。江原地方労働委員会の委員長はソン・セイキさんという方で、右が鳥取県側です。



これは私が江原地方労働委員会に行っ
てあいさつをしているところです。

江原地方労働委員会、江原道の使用者団体と労働組合、江原道庁と、それからソウルで中央労働委員会と5カ所訪問をしました。その都度あいさつをしないといけないので、最初のあいさつできちんとつかまないといけないということで、「アンニョンハシヨムニカ。チョヌント

ットリヒョン ノドン ウイヨンフェ フェ ジャンマッコインヌン オオタマサシムニダ。チョウム ブェッケスム ニダ。」としゃべったことは今でも覚えています。もうほとんどどきどきしながらやっております。

鳥取県労委の韓国労働委員会調査交流事業については平成20年7月号の中央労働時報で、今の竹本事務局長（当時は次長）が中央労働時報に報告を載せております。それから平成21年2月の中央労働時報の巻頭言では、私がこの韓国に行ったときのことを述べさせていただいております。



これは韓国中央労働委員会に行ったときの野田先生です。野田会長に非常に助けていただきました。

次に、日韓労働委員会制度の比較ですが、日本の労働委員会は労働組合法に根拠がありますが、韓国は労働委員会法という法律で、労働委員会が国家組織として中央集権的に国に、各地方に労働委員会があります。中央労働委員会を頂点に、その下に地方労働委員会があるという形の組織です。



集団的労使紛争については準司法的機能ということで日本と同じです。不当労働行為も審査をします。ただし審査の期間が全く比較にならないくらい短く、処理期間は3カ月です。鳥取県の場合の審査期間の目標は10カ月としております。

調整機能については日本と同じです。日本ではあっせん、調停、仲裁ですが、韓国は調停、仲裁です。

一番違っているのは、個別労使紛争処理関係についてです。日本の労働委員会はあっせんだけですが、韓国の労働委員会は集団的労使紛争処理と同じく準司法的な機能、審査手続で不当解雇とか、非正規労働者の差別問題、これらの不当解雇、つまり個別労使紛争についても審査手続で行っています。韓国が個別労使紛争を行政的ADRで実施するというふうにはスタートしたのは1989年ですから、新しい制度です。それから、非正規労働者の差別の個別紛争につきましても2006年からですからごく最近です。それから、一番びっくりしましたのは、韓国の労働委員会が、個別労使紛争についても取り

扱いますよということで、やりましたら、労働委員会で取り扱う件数の8割がそういう事件になってしまったということです。これは韓国の労働組合は、今は複数組合が許されていますが、当時は1企業1組合しか許されなかったという時代です。それから労働組合の組織率は10%ぐらいしかない。日本よりもさらに組織率は低いんですが、個別紛争を取り扱い出したら、8割を占めるということになっているということです。これは私たちの予測をはるかに超えるものでして、鳥取県が目指していた個別労働関係紛争処理を中心として労働委員会の役割を果たしていこうという方向が間違いないと確信したときでした。また、ちょうど訪問時期は真冬で、冬ソナの舞台の春川ですから、マイナス11度でした。非常に外は寒かったですけども、その寒さとは対照的に、韓国の労働委員会の暖かい歓迎ともてなしがありまして、さらに紛争処理システムのその迅速性、多様性、対応力にとても感銘を受けたことで、非常に印象深いものとなりました。

そして、この調査交流の成果を鳥取県労委だけのものにしておくのは惜しいということで、10月に日韓労働委員会フォーラムというものを中国地区労働委員会の定例総会（三者会議）に合わせて開催いたしました。「日韓労働委員会の現状と課題～行政的ADRとしてあり方を求めて～」と題してフォーラムを開催しました。



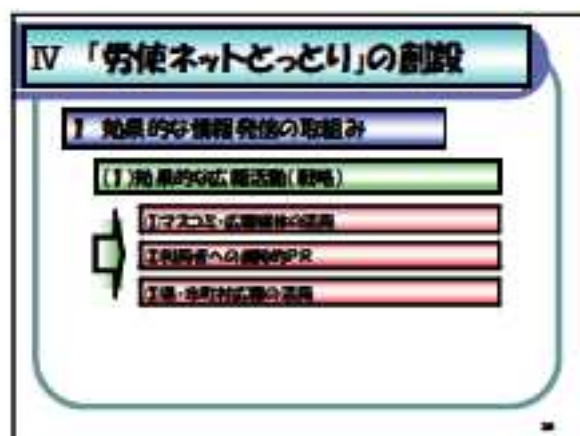
講演の講師として、江原地方労働委員会のソン委員長に来ていただけないかということで連絡をとったところ、まだ竹島問題が尾を引いているときでしたが、何と随行者なしで単独で来られました。講演の準備を万全にさせていただき、本当に非常に感銘深い講演をしていただきました。

その後パネルディスカッションを行いました。パネリストには、中労委からは、韓国の労働委員会についても論文を書いておられました菅野会長、それから東京都労委の労働者委員の水谷委員、鳥取県労委使用者委員の川口委員に参加していただきました。また、日韓の労働事情について非常に詳しい労働政策研究・研修機構の呉学殊（オ・ハクスー）先生には、専門の通訳をしていただきながらパネリストとしても参加していただきました。

このあたりで鳥取県の目指す方向は間違っていなかったということを確認したところであります。

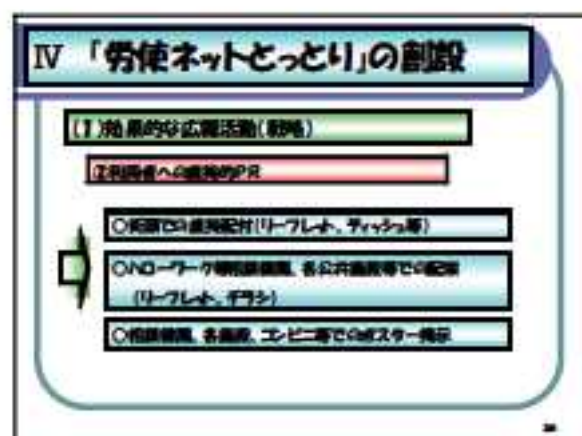


つまり、鳥取県労働委員会の目指す方向は、社会の変化、ニーズに対応し、個別紛争処理を中心とした行政的ADRを中心に据えるということ。そのためにはまず認知度を高めるために、利用者に向けた積極的、効果的な情報発信をすること。それから個別紛争処理に当たっては、迅速、的確化を旨とすること。そのようなことが目標として定まりました。本当に韓国に行った成果だというふうに思っております。



これから本日のメインの部分に移っていくわけですが、個別労使紛争処理機関としての利用度、知名度の向上のためには、まず個々の利用者へ直接届くような積極的なPRが必要であります。個別紛争処理制度のクライアントは個々の労働者、市民、県民でありますので、個別の労働者に直接に届くような情報発信でなければ意味がないということです。それから分かりやすいこと。集団的な労使紛争の審査調整の専門機関である労働委員会が云々かんぬんというふうな前提から説明していきますと、とても利用者へ直接届くということにはなりませんので、分かりやすい情報発信を心がけること。それから身近でアクセスしやすいということ。そのような情報を聞いても、どこに行ってもどういふことをすればいいのかわからないのでは全く意味がありませんので、直接にわかりやすく、アクセスしやすいことを旨とした情報発信をするにはどうすればいいかということを考えないといけないということです。

そのためには、マスコミ広報媒体を十分に活用すること。話題性の高い題材を提供したり、情報発信として常に発し続けること。それから新聞記事への掲載、取材。ラジオ、有線テレビ、フリーペーパー等の利用を適宜行っていかなければならない。いわば限られた予算の中で可能な限りの知恵と工夫をして、マスコミ等の効果的な活用を図って、個別労使紛争制度の露出度が高まるように工夫していかなければならないということです。



マスコミの広報媒体の利用ということですが、今言ったような話題性の高い題材の提供、継続的な題材の提供をしていくということです。

それから利用者への直接的PR方法としては、街頭での直接的なリーフレットやティッシュ等の配布とか、ハローワーク、相談機関、各公共施設でリーフレットやチラシを置いてもらうこと。それから、相談機関や各施設、コンビニ等でのポスター等の掲示をすること。県・市町村の広報の活動では、鳥取県では「とっとりTRY」というテレビの県政広報番組がありますので、そこに積極的に出させてもらうこと。それから県の広報誌、市町村広報誌への掲載。ホームページへもアクセスできるような工夫をするというようなことも、直接にPRに結びつくことです。



効果的な広報題材の提供につきましては、相談会、相談週間、セミナー、講演等を積極的に行うことと、それから全国共通PRポスターとか、個別労使紛争解決支援センターの設置とか、愛称募集ということも考えました。これはまた詳しく後で説明します。これらの方法が必要ではないかというふうな戦略を立てました。



全国共通PRポスターの提案のきっかけですが、平成19年当時、国の労働局の個別紛争処理制度のポスター、リーフレットが売り出し中の新人タレントなどを利用して、数百万円はかかっているのではないかとするようなポスターに対して、県の労働委員会はそこまでは到底お金をかけられないという状況で、全国共通のポスターが必要ではないかということ平成19年の全労委総会の際に提案いたしました。

全国共通のポスターはコストパフォーマンスが高く、情報発信力が強く、話題性があり、労働局との広報格差を埋めることができるという、一石三鳥のアイデアでありましたが、なかなかすぐに実現というふうにはいきませんでした。

これが制度開始当時に鳥取県労働委員会が作成したポスターです。それに対して労働局のタレントを利用したポスターとはとても対抗できないということを訴えました。



全国共通PRポスター、リーフレットの作成は少し時間がかかりそうな様子でしたから、鳥取県としては待ちきれないということで、全労委総会の終了後にパイロット事業として単独で各都道府県労委に働きかけましたが、残念ながら共通でつくろうという希望枚数が少なく、実現するには至りませんでした。

そこで、鳥取県単独でポスター、チラシの企画作成を努力してみようということで作成してみました。県庁内でモデルを募集して、企画デザインの得意な職員を探して、質の高いポスターということで、当時の局長が努力いたしまして作成しました。なかなかいいんですよ。まだ

労使ネットという名前をつける前ですから、「ケンロウイに相談しよう！」ということでカタカナで書きまして、解雇、パワハラ、休暇、セクハラ、給料。これを鳥取県労委が個別紛争について相談・あっせんをやっていますよ、ということ強く訴えたポスターです。

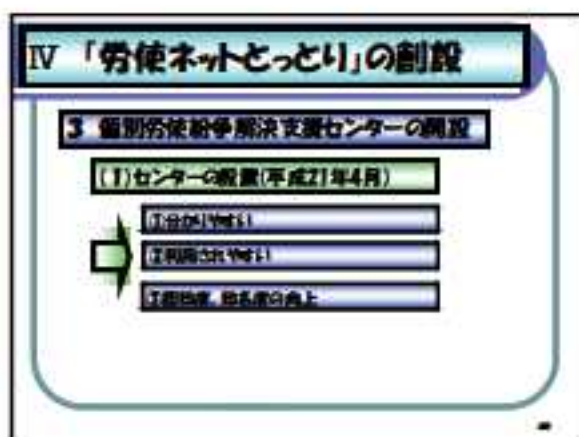


次に、全労委総会後に個別紛争処理制度委員会が設置されたときに、平成19年に個別紛争処理にも力を注ぐことを提案した責任があるということで、その委員に選ばれました。そこで全国PRポスター、リーフレット作成のほかに、全国共通呼称ということも提案いたしました。労働委員会という名前はかたいですし、それから、いろいろ愛称がつけば、何か新しい組織が立ち上がったように理解してくれるんじゃないかというようなこともありまして、愛称をつけることも提案いたしました。

このあたりが本日の主題である労使ネットととりの取組みのはじめですが、提案の趣旨は、労働委員会という名前では県民の方に何をしているのかわからないということです。先ほども言ったように、そもそも集団的労使紛争の審査・調整の組織であったものが、昨今の情勢の変化に伴って個別労使紛争にも取り組むこととなりましたということをいちいち説明していると、それを聞いている方は何のことかわからないと。もう一発で分かる、愛称でいこうというようなことを考えました。

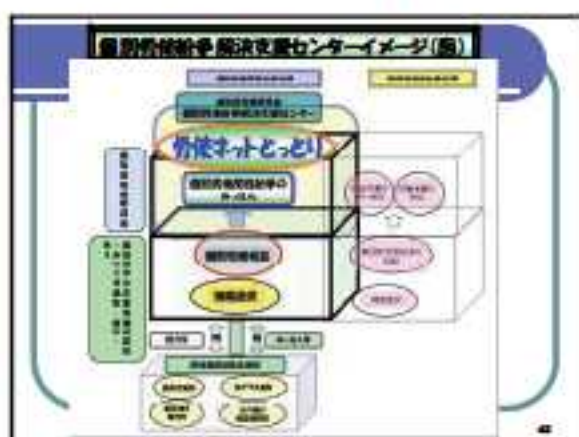
愛称については、どの労働委員会もそうだそうだというふうには言ってくれたわけではなかったのですが、なかなか実現されておりませんが、全国共通PRポスターにつきましては、ゲググの鬼太郎をモチーフとしたものを作ることが決まりまして、鳥取県労委が幹事労委として、全国の各労委に購入していただきました。全労委総会で提案したのが平成19年ですから、足かけ3年でようやくこの共通ポスターにたどり着いたということです。

「労使ネットとっとり」というふうの下に書いてありますが、そこはまた説明します。職場のSOS「要・解決」。これはちょうどNHKの朝ドラの「ゲググの女房」が大ヒットしたこともありまして、情報発信力の高いものになったというふうに考えています。人気のあるポスターです。今年度は残念ながら全国共通ポスター、リーフレットを作成しないこととなりましたけれども、今後は定期的に魅力あるポスター、デザインを作成して情報発信していくことが重要であるということには変わらないと思います。



平成21年4月に鳥取県労委は個別労使紛争解決支援センターを労働委員会内に立ち上げました。これはなぜそういうことをしたのかと申しますと、わかりやすい、利用されやすい、認知度、知名度の向上のために、労働委員会というものの中に個別労使紛争解決支援センターという組織をつくりました。そこに愛称をつけると、労働委員会自体というよりは、この別組織というか、労委の中にただ看板を掲げるだけなんで、金も何もかかりません。組織改革も必要ありません。個別労使紛争解決支援センターをつくれればいいので。そこに愛称をつけるために、それをつくったということです。

わかりやすい名称やイメージの印象としては、労働組合は集团的労使紛争の面では、労働委員会は何をしているのかということは大体わかっているというふうに思いますが、個々の労働者にとっては、労働委員会といっても分からないと思うんですね。そこで、個別の解決支援センターをつくって、そこに愛称を付すことによって、直接にダイレクトに情報が届くと。例えば法テラスとか、ハローワークとか、消費者生活センターとか、そういう別にみんな名称を持っているわけですね。法テラスの正式名称は日本司法支援センターですか。ハローワークは公共職業安定所ですね。そういう名前をつけることによって、直接に届くと。わかりやすい、利用されやすい機関にしようということです。



これは個別労使紛争解決支援センターのイメージ図ですが、鳥取県労働委員会というものとは別に、委員会内に労使ネットとっとりという別組織をつくることによって、情報提供の流れがスムーズになっていくということを考えました。労働委員会そのものに名前をつけるのではなくて、センターを立ち上げて、そこに愛称を付するという事です。



これは平成21年4月からスタートしました個別労使紛争解決支援センターです。看板をつくれればいいだけです。ほとんど看板代で済みます。こういうものを立ち上げましたということでマスコミが注目するわけです。



これはセンター開設の辞令交付式の場面です。ここに取材に来ておりますのは、地元のケーブルテレビです。こういうことをもってもらしくやることによって、何かすごい新しい組織が立ち上がったんじゃないかというくらいのインパクトがあるわけです。



これは山陰中央新報という地元紙が取り上げてくれたときの新聞記事です。取り組みを広く情報発信というようなことで取り上げてくれました。



これは個別労使紛争解決支援センターをCATV（中海テレビ放送）のCMで流したものです。

専用のフリーダイヤルも設けました。これは当時の局長の発案で、77-6010、ラッキーろうどう。こじつけですが、これで覚えてもらおうということでした。



センターを立ち上げて、すぐに親しみやすい、覚えやすい、利用促進ができるということで、愛称を募集しました。その結果「労使ネットとっとり」という名称に決まりました。「労使ネット」とは、「労使間の紛争の解決を支援するため、労使間にネット(網)を張り問題(紛争)解決を行う」という意味です。これは労働委員会が考えた名称ではなくて、一般公募して、選考委員会を経て採用されたものです。

これは、愛称を募集したときの地元のケーブルテレビに流した愛称募集の内容です。5月8日当日必着で、採用された方には賞状と2万円相当の副賞(県の特産品)を差し上げますと。予算はあんまりかかりません。これをインターネットや中海テレビで流してもらいました。

「労使ネットとっとり」に決まる前、一般公募ですので、いろんなのがありました。法テラスをパクったような労テラスですとか、何とかサーバーとか、いろんなのがありました。ただ「労使ネットとっとり」がすんなりと決まったわけではないんですが、その中では相対的に一番いいということで決まりました。



その次にロゴマークの募集を決めました。それで採用されたのがこれです。これについても一般公募です。ただロゴマークの場合は、プロないし半プロの方が応募してくるのではないか

ということで、副賞を2万円から3万円に増やしました。やはり県産品です。それで最終的に採用されたのがこのマークです。

この三者構成、それらが協力して紛争を解決していくんだという、非常によくできたロゴマークです。三者構成の重なりによって解決するということをイメージしたものです。

つまり、こういうことをやるということはセンターを立ち上げて、愛称を募集して、さらにロゴマークも募集してということで、半年ぐらいかけてやりますので、その都度話題性を提供することで注目してくれるということでした。

「労使ネットとっとり」のロゴマークの募集には全国から65作品の応募がありました。県外からは50作品の応募があつて、決定しました。このようにセンターの設置の広報効果を一過性に終わらないように、二の矢、三の矢を放って、イメージをつけていくということです。

次にPRの活用例ですが、さまざまな広報PR活動に取り組んでいる様子を少し紹介したいと思います。



これは私が米子の駅前でチラシやティッシュ配りをしている写真です。鬼太郎やねずみ男と写っているのは、境港海陸運送の社長で使用者側の委員です。鬼太郎とかねずみ男とかは子どもさんに受けるので、効果はあるのかなとか思ったんですが、なかなかの宣伝になりました。つまり言いたいのは、いろいろなことで宣伝活動しやすい。委員自身がこういうことをやるということも一つは重要なことでして、今では何か当たり前にやっております。境港海陸運送というのは境港市にある大きな運送会社で、鬼太郎ロードという境港のメインストリート



に面しているところにあつて、社長が鳥取県で一番有名な人を呼んであげるとか言って、当日来てみたら鬼太郎とねずみ男だったので。そのようなことでやっております。

これは現在もいろんなところでやっております。ここに写っているのは、公益委員で元県議会議員さんです。それから「トリピー」という鳥取県のゆるキャラを使っております。

IV 「労使ネットとっとり」の創設



これは私が地元のFMラジオに出演したときの様子で、スタジオの中です。これも「労使ネットとっとり」と一発で言えば済むので、短時間で非常に説明しやすい。

各施設、コンビニでのポスター掲示



次はコンビニに張ってもらっているポスター等の写真です。紛争が云々とかなんとかというポスターでは貼ってできませんが、鬼太郎で「職場のSOS」ということだと、どうぞということになって貼らせてくれます。

バスのポスター掲示



これはバスのボディに「労使ネットとっとり」を張ったものです。これも効果的だったのではないかと思います。

労働相談会



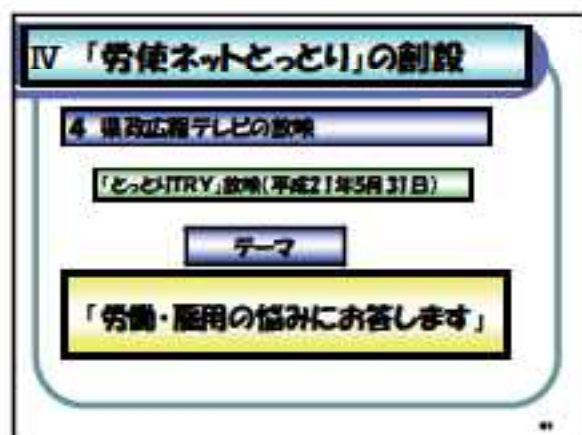
それから、これは労働相談会の様子です。その際にもポスターを貼っております。



それから、これはフリーペーパーに載せている広告です。これも「労使ネットとっとり」ということで、非常にシンプルに宣伝しやすい。それで相談会をやりますよということを、こういう形でフリーペーパーに載せて広告しています。



これは今私が使っている名刺です。労働委員会の委員の皆さん一人ひとり配っています。これは手づくりです。



それから、県の広報テレビで「とっとりTRY」というので、平成21年5月31日に流してもらいました。「労働・雇用の悩みにお答えいたします」ということで、流してもらったものを今日持ってきております。それでは約7分のDVDの放映ですので、それを見てください。

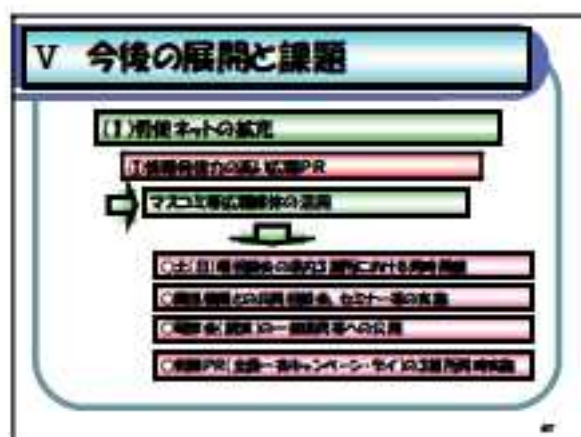
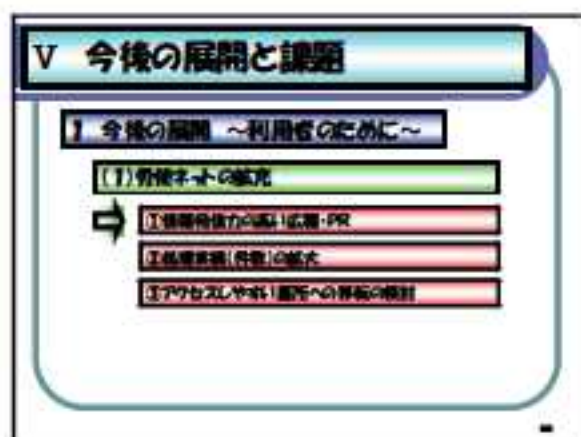
【とっとりTRY DVD放映】

ただいま見ていただきました模様あっせん等には委員がみずから出演しております。それから、一つは説明をし忘れたんですが、最初に「みなくる」って最初出てきましたが、県の商工労働部が所管する鳥取県中小企業労働相談所です。皆が来るという意味で、これも愛称で「みなくる」というふうになっております。これも東・中・西部各地域にありまして、「みなくる」に来た相談からあっせんに発展するという例が多いので、それを通常の流れとしています。労働相談は「みなくる」から来て、あるいは労働委員会に直接来たりと。それから、あっせんに向くものはあっせんに上がってくるというような形です。

放映のために収録したときには、まだ「労使ネットとっとり」という名前が決まっていなくて、放映の直前に「労使ネットとっとり」が決まったので、ああいうような作りになりました。

それから愛称について、「労使ネットとっとり」という名前に落ち着いたのは、「労使ネット」というのが名称、愛称で、下に何を付けても汎用性がありますので、別に商標登録しているわけでもありませんので、「労使ネットくまもと」とか、「労使ネットみやざき」とか、ぜひ使って欲しいというふうに思っております。

労使ネットの輪を全国に広げて、個別労使紛争について労働委員会が関与しているんだというこの宣伝に使っていただければという思いがあります。



最後に、今後の展開と課題ですが、「労使ネット」の拡充です。今申し上げたように、情報発信力の強い、高い広報PR、処理実績の拡大、アクセスしやすい箇所への移転の検討ということを考えております。

労使ネットを拡充して、これが全国に広がれば、情報発信力の高い広報PRがお互いに共有できるということになります。



処理実績が多くなれば、それを利用して良い解決をもらった使用者なり労働者なりが、新しいクライアント、顧客を連れてくる。これは私の本職であります法律事務所の拡大に理想的だと言われている、客が客を呼んでくるというパターンになっていけるのではないかと思います。

それからもうひとつは最後の下の方に書いてあるのですが、アクセスしやすい場所への移転の検討ということです。今、労働委員会も、その中に

ある「労使ネットとっとり」も県庁の7階にあるんですが、いかにも入りづらい。どんどん外に出て行って、別に県庁の中になくてもいいので、県庁の中の1階に移してもらうとか、そういうことも視野に入れていいのではないかと思います。

情報発信力の高いPRはマスコミ媒体の活用です。これは今やっていることを拡大していくということなんですが、土曜とか日曜の相談会を県内3カ所で同時開催するとか、法テラス等

の関係機関や労働組合との共同相談会をやるとか、セミナーの実施、それから研修会の一般県民への公開、街頭PR、全国一斉キャンペーンを東・中・西部地域同時にやるとかということも課題として考えております。

丁寧で迅速な解決の積み重ねが新たな顧客を呼んでくるということにもなりますし、アクセスしやすい場所、県庁の1階に移すとか、外部からわかりやすいところに移すとか、関係諸機関と隣接した場所、「みなくる」の隣にするとか、いろいろ課題があるというふうに思っております。

個別紛争の解決につきましては、労働局のあっせん、それから我々の労使ネット、行政的なADRとしてはこの2つがありますし、裁判所の労働審判があります。これは労働審判はまだ10年経っていませんが、労働局も労働委員会も10年経っております。これをやってきまして、それぞれの得意分野といいますか、我々はどこにかつ迅速にただで解決できると。



それから、労働審判は3回の期日で解決するんですが、結構意外と重装備なんですね。弁護士に頼まないといけないし、3回の期日で終わらせるための主張とか証拠の整理が申し立てるまでにかなり必要です。かなり難しい問題を労働審判が取扱うことになる。労使ネットの場合は、行政的なADRとしてとにかく早く解決したいと。お金がないという人はどうぞということになりますし、労働局はむしろ労働基準監督署と同じところにあ

りますので、そういう労基行政に近いものを得意分野としていくんじゃないかというような、やっているうちに棲み分け、機能分担が自然になされていくのではないかと。これはまだちょっとわかりませんが。

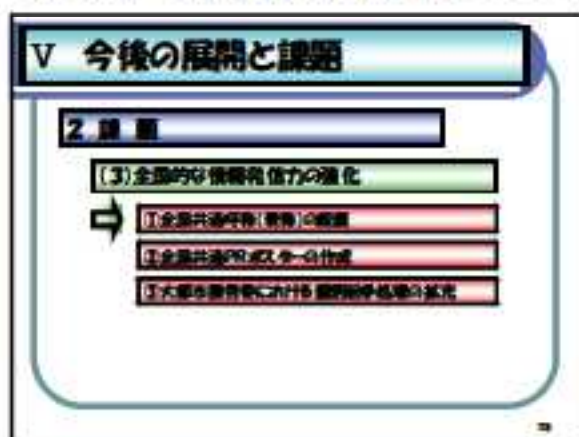
それから知事部局との連携や他の相談機関との連携的処理が課題だというふうに思っております。

それから、この情報は良いのやら悪いのやら、よく分かりませんが、昨日中国地区労働委員会の定例総会（三者会議）が広島でありました。中労委の仁田会長代理が出席されておられまして、そのときの話で、最高裁からの情報ということですが、労働審判が、予測したよりも件数の伸びが多くなっているというようなことを言われていて、このままだと労働審判、裁判所では処理できなくなる可能性もあると。それで、労働委員会にぜひ頑張ってもらいたいということを、最高裁の本音として言っておられるというようなことを聞きました。これは何というか、良いのか悪いのかよく分かりませんが、それだけ労働委員会に期待されるということは、行政的なADRとしては、是非それならというふうに頑張る方向のモチベーションに働くのではないかなとそのときに思いました。



そこで、鳥取県労働委員会としましては、これからも迅速・適切な処理、処理日数の短縮化、被申請者のあっせんへの参加の説得、複雑事案への対応ということを課題として掲げてやっていきたいと思っています。

これも実践的処理水準の維持ということで、処理実務等研修の効果的な循環、全国研修の早期実施、人事異動への対応ということも挙げられます。特に個別紛争につきましては、集団的紛争とは違う場面が結構多いので、もちろん質的に違いますので、今までとは同じ研修では対応できないということで、中央労働委員会の方からも個別紛争の研修については援助しますよと、積極的に研修も考えていますよということを活性化委員会の一次報告書の中で述べられていますし、それは是非積極的に活用していきたいというふうに思っております。



今までも申し上げましたが、全国共通呼称の設置、共通ポスターの作成。それから大都市圏労委における個別紛争処理の拡充というのは、大都市圏の労働委員会はやはりマスコミのキー局のあるところで、宣伝がなされれば、余計全国につながるのではないかというふうなことを考えているからです。それから全国共通呼称の設置は、「労使ネット」の輪をぜひ全国に広げたいというふうに思っております。

これはイメージ図ですが、個別紛争処理につきましては、いろんな全国に広がりました労使ネットがお互いに手を携えて、いろんな情報交換をしたりするというのをイメージしております。それから、関係諸機関から労働局あるいは裁判所、その他、法テラス等からの紹介等で連

携できるのではないかとということも視野に入れております。これはあくまでもイメージですが、
こうすることで発展していけたらなというふうに思います。



今までのことをまとめますと、紛争処理行政機関としての使命を再認識して、労働委員会の存在感を向上させ、紛争処理水準を維持向上させるという工夫を常にし続けること、これらを訴えていきたいというふうに思います。そのことが結局は利用者のサービスの向上につながります。このような社会情勢の中で、労使紛争がどうしても個別化していく。その中で公労使三者そろった組織である労働委員会が確固たる地位を占めることを、皆さんと共同して実行していけたらというふうに思います。

ご清聴ありがとうございました。

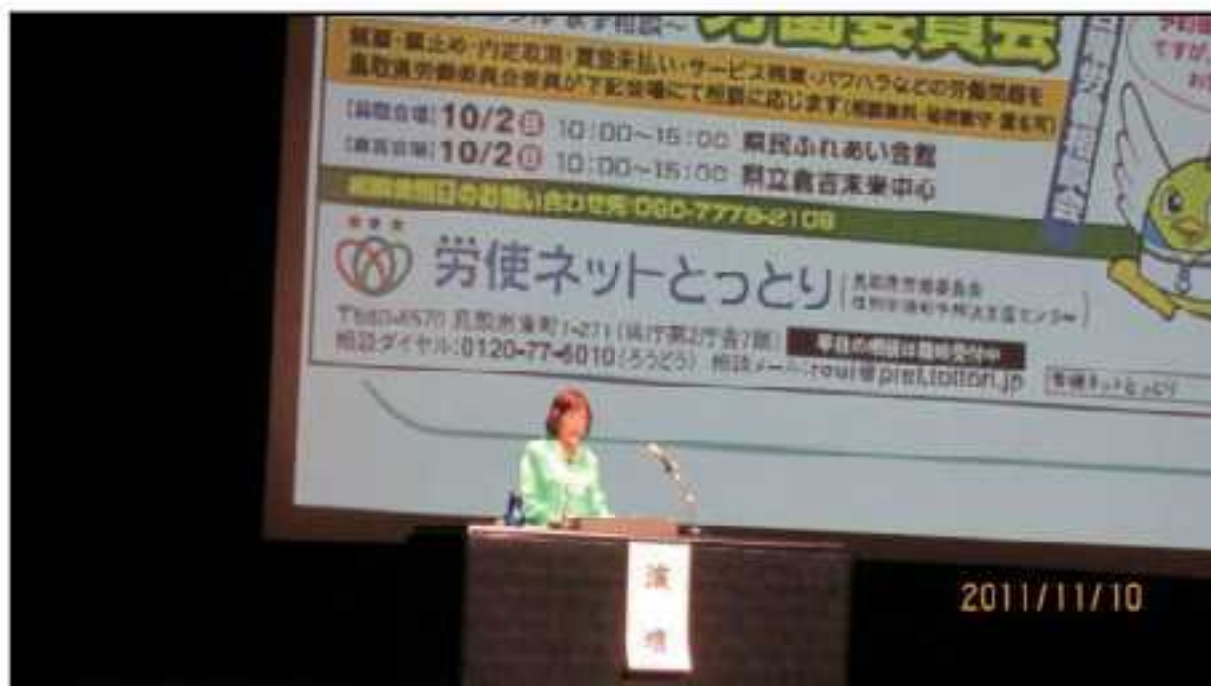
2 第66回全国労働委員会連絡協議会総会 第1議題発表要旨

【労使ネットとっとり】の活用～マネジメントの観点から～

発表者：鳥取県労働委員会使用者委員 稲井 幾子

日 時：平成23年11月10日（木）

会 場：中野サンプラザ



鳥取県労働委員会使用者委員の稲井です。

本日の、第一議題、「労働委員会の活性化に向けた取組みについての各労働委員会の経験の事例発表」は、特に女性委員の発表をというご要請を受け、鳥取県労委を代表して発表させていただきます。

平成13年、県労委の使用者委員を拝命し、個別労働関係紛争処理制度の、創設、また、実施と歩みを共にして参りましたので、感慨深いものがあります。

この大役に変な緊張しております。

それでは早速、本題に入りたいと思います。

一昨年从去年にかけて、全労委の共同PR事業として作成されました、「ゲゲゲの鬼太郎」のポスター・リーフレットは、皆様のご記憶に新しいことと思います。鬼太郎のキャラクターは、全国的にも知名度が高く、テレビ番組の放映時期とも重なり、一般の方にも、とても親しみやすい、身近なものであったように思います。